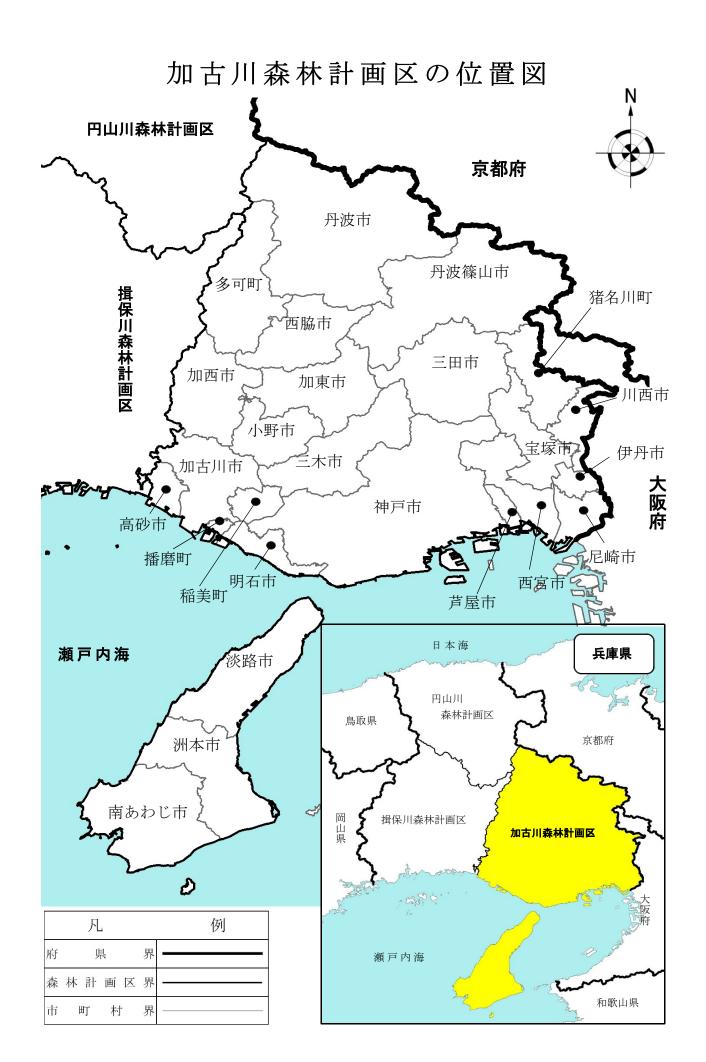
国有林の地域別の森林計画書

(加古川森林計画区)

近畿中国森林管理局

まえがき

本計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画に即して、加古川森林 計画区のうち林野庁所管の国有林について樹立した令和4年4月1日から令和14年3 月31日までの10年間を計画期間とする「国有林の地域別の森林計画」です。



担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

1 担当者の職名及び氏名

計 画 課 課 長 野木 宏祐

流域管理指導官 植田修司

課 長 補 佐 髙井 和巳

計画調整官 倉石 博 (令和3年10月1日から)

計 画 調 整 官 大井 秀明

経営計画官 山崎和仁

2 樹立に従事した期間

自 令和3年4月1日

至 令和3年12月31日

目 次

I E	†画の天	神			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			1
1	森林計画	Ī区の概況						1
(1)自然的	的条件						1
(2) 社会網	经済的背景	•					1
(3) 森林	計画区にお	ける国有林の信	立置付け・				2
2	前計画の	実行結果の	の概要及びその	評価				2
(1) 伐採	立木材積						2
(2) 人工	告林及び天	然更新別の造材	林面積 …				3
(3) 林道(の開設又は	拡張の数量					3
(4) 治山	事業 …						3
3	計画樹立	に当たって	ての基本的考え	.方 · · · · · ·				4
II 📑	╽山事項	, ·····						5
第 1	計画の	対象とする	森林の区域					5
第2	森林の	整備及び保	全に関する基本	本的な事項				6
1	森林の	整備及び保	全の目標その作	也森林の整備	及び保全に関	する基本的な	事項	6
(1) 森林(の整備及び	保全の目標	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				6
(2) 森林(の整備及び	保全の基本方針	計				6
(3) 計画類	朝間におい	て到達し、かつ	つ、保持すべ	き森林資源の	状態等 ····		9
2	その他』	必要な事項	· ·					9
第3	森林の	整備に関す	る事項		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• 10
1	森林の	立木竹の伐	採に関する事項	頁(間伐に関	する事項を除	<.) ·····		• 10
(1) 立木(の伐採(主	伐)の標準的力	な方法 ・・・・	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• 10
(2) 立木(の標準伐期	齢					• 12
(3) その(也必要な事	項					• 13
2	造林に	関する事項			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			• 13
(1) 人工;	告林に関す	る基本的事項					• 13
(2) 天然	更新に関す	る基本的事項					• 14
(3) その(也必要な事	項		• • • • • • • • • • • • •			• 14

3	間伐及び保育に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(1)	間伐の標準的な方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(2)	保育の標準的な方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(3)	その他必要な事項	16
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	16
(1)	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	16
(2)	その他必要な事項	17
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	18
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの	
	基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(3)	林産物の搬出方法等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.19
(4)	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 …	19
(5)	その他必要な事項	19
6	森林施業の合理化に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(1)	林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	20
(2)	作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	20
(3)	林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	21
(4)	その他必要な事項	21
第 4	森林の保全に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1	森林の土地の保全に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	22
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその	
	搬出方法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	23
(4)	その他必要な事項	23
2	保安施設に関する事項	24
(1)	保安林の整備に関する事項	24
(2)	保安施設地区に関する事項	24
(3)	治山事業に関する事項	24
(4)	その他必要な事項	24

3	鳥獣害の防止に関する事項	25
(1)	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(2)	その他必要な事項 … その他必要な事項 … ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	25
4	森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(1)	森林病害虫等の被害対策の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(2)	鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
(3)	林野火災の予防の方針	26
(4)) その他必要な事項	26
第 5	計画量等	27
1	伐採立木材積	27
2	間伐面積	27
3	人工造林及び天然更新別の造林面積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4	林道の開設又は拡張に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
5	保安林整備及び治山事業に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	28
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	28
(3)) 実施すべき治山事業の数量	29
第6	その他必要な事項	30
\circ	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	30
(1)) 法令により施業について制限を受けている森林	30
(2)) 制限林の施業方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
別表 1	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	34
1	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(1)	土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業	
	を推進すべき森林 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(2)	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	35
(3)	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	36
別表 2		37

(附) 参考資料

1	森林計画区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(1)	市町村別土地面積及び森林面積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
(2)	地況	42
(3)	土地利用の現況	43
(4)	産業別生産額	44
(5)	産業別就業者数	45
2	森林の現況(国有林)	46
(1)	齢級別森林資源表	46
(2)	制限林普通林別森林資源表	51
(3)	市町村別森林資源表	52
(4)	制限林の種類別面積	57
(5)	樹種別材積表	60
(6)	荒廃地等の面積	60
(7)	森林の被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	61
(8)	防火線等の整備状況	61
3	林業の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	62
(2)	林業事業体等の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
(3)	林業労働力の概況	65
(4)	林業機械化の概況	65
(5)	作業路網等の整備の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
4	前期計画の実行状況	67
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
(2)	間伐面積	67
(3)	人工造林・天然更新別面積	67
(4)	林道の開設又は拡張の数量 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
5	林地の異動状況(森林計画の対象森林)	68
(1)	森林より森林以外への異動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
(2)	森林以外より森林への異動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
6	森林資源の推移	69
(1)		69
(2)	分期別期首資源表	70
7	その他	72
(1)	持続的伐採可能量	72

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 自然的条件

ア 位置及び面積

加古川森林計画区は、加古川広域流域に属し、兵庫県の南東部に位置しており、北は京都府、東は大阪府、西は揖保川及び円山川森林計画区に接し、南は瀬戸内海に面しています。その区域面積は面積は384千haで、兵庫県総面積の46%を占めています。

本計画区に包括される行政区域は、神戸市をはじめとする21市4町です。

国有林(国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める森林及び公有林野等官行造林地(計画対象外森林を除く。)。以下同じ。)は、中国山地の脊梁部及び淡路島に小面積の団地が全域に散在しており、その面積は6千haです。

イ 地勢

北部は、笠形山(939m)、千ヶ峰(1,005m)等の中国山地を形成する900~1,000mの 山々が連なっています。

南部は、瀬戸内海国立公園に含まれる六甲山系や淡路島の論鶴羽山系等があります。 主な河川は、加古川、武庫川、猪名川で、いずれも計画区内を南に流れ、播磨平野や大 阪平野を潤し、瀬戸内海及び大阪湾へ注いでいます。

ウ 地質及び土壌

地質は、大部分が花崗岩、流紋岩、安山岩の火成岩と新生代の洪積層、沖積層からなっています。中生層は篠山盆地に分布しているのみです。

土壌は、大部分が褐色森林土ですが、六甲山や淡路島の一部はポドソル土壌、黒色土が見られます。

工 気候

令和2年の気候は、北部(観測所:西脇)で年平均気温15.2 $^{\circ}$ C、年降水量 1,353 $^{\circ}$ mです。 瀬戸内海側の中部(観測所:神戸)は、年平均気温17.6 $^{\circ}$ C、年降水量 1,615 $^{\circ}$ m、南部(観測所:洲本)は、年平均気温16.7 $^{\circ}$ C、年降水量 1,773 $^{\circ}$ mで、比較的温暖で冬季は乾燥し、夏季は降水量の多い瀬戸内海型気候に属します。(令和2年気象庁資料)

(2) 社会経済的背景

ア 土地利用の状況

森林面積は202千haで、森林率は53%を占めており、兵庫県全体の67%と比べて低い割合となっています。(令和元年度 兵庫県林業統計書)

イ 人口及び産業の状況

人口は、452.5万人で兵庫県総人口の82%となっています。

就業者数は197.7万人で産業別内訳は第1次産業が2%(34.5千人のうち林業就業者数39 8人)、第2次産業が24%、第3次産業が74%となっています。(平成27年国勢調査)

ウ 交通の状況

交通網は、海岸線沿いを東西にJR山陽新幹線、JR山陽本線、阪神電気鉄道、阪急電鉄、神戸電鉄等が走り、内陸部にはJR福知山線、JR加古川線が走っています。

自動車道は、中国縦貫自動車道、山陽自動車道、舞鶴若狭自動車道、神戸淡路鳴門自動車道、名神高速道路、新名神高速道路、第二神明道路、阪神高速道路、北近畿豊岡自動車道、国道2号、28号、43号、171号、173号、175号、176号、250号、372号、427号、428号、429号、477号が縦横に走り交通網は発達しています。

(3) 森林計画区における国有林の位置付け

国有林面積は6千haで、計画区の森林面積202千haの3%を占めています。

南部に所在する国有林は、神戸市等の人口集中地にあり、国土保全機能等の公益的機能の 高度発揮に寄与するとともに、保健・文化・森林レクリエーション利用の場として多くの人 に利用されています。

淡路島に所在する国有林は、洲本川の上流に位置し、水源涵養等の公益的機能の発揮に重要な役割を果たしています。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積

主伐は、分収林の契約延長等により、伐採を見送ったことから実施はありませんでした。 間伐は、実行段階で現地を精査し、一部の箇所で実施を見送ったことにより計画を下回 る実績となりました。

				伐	采立	木 柞	才積			
区	分		計 画			実 行	Ť	集	¥ 行 歩	合
		主 伐	間伐	総数	主 伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総	数	25, 297	<695> 47, 280	(3, 000) 72, 577	0	<77> 9, 533	(6, 550) 9, 533	0	<11> 20	(218) 13

単位:材積 m³、実行歩合 %、面積 ha

- 注:1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。
 - 2 実行欄は、平成29~令和2年度実績と令和3年度見込量の合計です。
 - 3 〈〉は間伐面積です。
 - 4 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林は、分収林の主伐を見送ったことに伴い、実行できませんでした。

単位:面積 ha、実行歩合 %

総数			人工造林			天 然 更 新			
平画	実 行	実 行 歩 合	計画	実 行	実 行 歩 合	計画	実 行	実 行 歩 合	
24	0	0	24	0	0	_	_	_	

注:1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

- 2 実行欄は、平成29~令和2年度実績と令和3年度見込量の合計です。
- 3 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

(3) 林道の開設又は拡張の数量

開設は、森林施業の計画に応じて優先度を勘案した結果、実施はありませんでした。

単位:延長 km、箇所数 箇所、実行歩合 %

	開	設 延	長	拡張	箇 万	所 数
区 分	計画	実 行	実行歩合	計画	実 行	実行歩合
基幹路網	2. 3	0	0	_	_	_
うち林業専用道	2. 3	0	0	_	_	_

注:1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

- 2 実行欄は、平成29~令和2年度実績と令和3年度見込量の合計です。
- 3 基幹路網とは、林道及び林業専用道を指します。

(4) 治山事業

保全施設は、自然災害の発生に応じて優先度を勘案し実施した結果、計画を下回る実績となりました。

保安林の整備は、現地を精査し優先度を勘案した結果、実施はありませんでした。

単位:保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

区 分	計画	実 行	実 行 歩 合
保全施設	8	1	13
保安林の整備	13	0	0

注:1 計画欄は、前計画の前半5ヶ年に相当する数値です。

2 実行欄は、平成29~令和2年度実績と令和3年度見込量の合計です。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

本計画区の国有林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。

また、本計画区の国有林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が利用期を迎えています。

これらの森林資源を有効に利用しながら、計画的に再造成し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要があります。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件及び社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指します。

その際、全ての森林が多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林をバランス良く配置するよう努めます。

この計画は、全国森林計画に即し、本計画区の国有林について、このような考え方に基づき 自然条件、社会的条件、地域の動向、前計画の実行結果やその評価等を踏まえつつ、森林の整 備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明 らかにしたものです。

計画の実行に当たっては、民有林との連携のもと効率的な実行の確保が図られるよう努めます。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

〇市町村別面積

単位: ha

				公有林野等
	区 分	総数	国有林野	官行造林地
	総 数	6, 073. 17	4, 963. 11	1, 110. 06
	神戸市	233. 28	233. 28	_
	西宮市	198. 10	198. 10	_
市	洲本市	691. 33	691. 33	_
111	芦屋市	124. 54	124. 54	_
⊞	加古川市	633. 56	633. 56	_
町	宝塚市	232. 82	232. 82	_
++	三 木 市	295. 74	295. 74	_
村	高 砂 市	71. 52	71. 52	_
別	小 野 市	124. 95	124. 95	_
<i>D</i> 1	三田市	402.76	402.76	_
内	丹波篠山市	495.75	301. 49	194. 26
l bil	丹波市	795. 91	396. 43	399. 48
≑□	南あわじ市	417. 96	_	417. 96
訳	淡 路 市	38. 83	_	38. 83
	加東市	1, 256. 59	1, 256. 59	_
	多可町	59. 53	_	59. 53

- 注:1 本表の面積は令和3年3月31日現在の数値です。
 - 2 本計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有 林です。
 - 3 森林計画図の縦覧場所

大阪府大阪市北区天満橋 1 - 8 - 75 近畿中国森林管理局 兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1

兵庫森林管理署

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能/土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害 に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり住 民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育的活動に 適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡、名勝等と一体となって、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林 であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

力 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され 成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業、

林道等の路網の整備、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣 害対策、花粉発生源対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮しつつ、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。また、森林資源の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ります。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりです。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間 伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って 発生する裸地の縮小及び分散を図ります。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天 然力も活用した施業を推進します。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林 の指定やその適切な管理を行います。

イ 山地災害防止機能/土壌保全機能

山腹崩壊等により人命や人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流 出、土砂の崩壊、その他山地災害の防備を図る必要のある森林、気象条件や地形条件等 からみて飛砂、潮害、津波等の災害発生の危険度の高い森林については、山地災害防止 機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進します。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進します。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、 渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置 します。

また、災害発生の危険度の高い海岸林の適切な管理、保全、再生等を行います。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保

全します。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の 浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切 な保育・間伐等を実施します。

また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を行います。

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全します。

具体的には、国民に憩いの場や学びの場、都市住民と山村との交流の場などを提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を行います。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

オ 文化機能

世界文化遺産、国宝、重要文化財、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を行います。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を行います。

また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を行います。

力 生物多様性保全機能

全ての森林が多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指します。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全します。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮します。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備します。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林 の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、 保育及び間伐等を行います。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、 主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集団化や機械化を通じた 効率的な整備を推進することを基本とします。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位:面積 ha、蓄積 m³/ha

区 分		現 況	計画期末
	育成単層林	2,838	2, 675
面積	育成複層林	_	_
	天然生林	2, 991	2, 991
森林蓄積		164	159

注:1 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為※により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林が該当します。

2 育成複層林

森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層※を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のことをいいます。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林が該当します。

3 天然生林

主として天然力※を活用することにより成立させ維持される森林(未立木地、竹林等を含む。) のことをいいます。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ・コメツガ等からなる森林が該当し ます。

※ 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表のかきおこし・刈払い等)、芽かき、下刈り、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うことです。「複数の樹冠層」とは、 林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるものをいいます。「天然力」とは、自 然に散布された種子が発芽・生育することです。

2 その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図るために、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案するとともに、伐採・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行うものとし、立木の伐採の標準的な方法は次のとおりとします。

ア 皆伐を行う森林

(ア) 皆伐新植を行う森林

a 対象森林

皆伐新植は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術、森林被害の発生状況 等からみて、人工林の造成が確実であり、かつ人工林施業による森林生産力の増大 が十分期待できる森林について行います。

また、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて複層林の造成が 確実であり、かつ複層林の造成による多様な木材の生産が期待される林分で、林道 の整備状況等からみて複層林施業を行うことが適切な林分については当該施業を行 います。

b 生産目標別の主伐の時期

皆伐を行う人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に 行います。本計画区における樹種別、生産目標別の主伐時期の目安は、次のとおり とします。

ݭ	র	掛 括	標準	的 な 施 業	体 系	主伐の時期
地	区	樹種	生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	(年)
		スギ	一般建築材	中 仕 立	20~24	45
		\ \ \ \ \ \	造作材	中 仕 立	46	120
全	域	ヒノキ	一般建築材	中 仕 立	18~22	50
		レノヤ	造作材	中 仕 立	38	120
		マッ	一般材	中 仕 立	30	80

注: 期待径級は、主伐の目安の林齢の胸高直径です。

- c 伐区の形状その他立木の伐採・搬出に関する留意事項
- (a) 国有林(公有林野等官行造林地を除く。)
 - 〈1〉伐採に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、気候、 地形、土壌等の自然条件を踏まえ、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十 分考慮します。特に、林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等について、林地の保全や生物多様性の保全等に支障がないよう、伐採の適否、伐採 方法を決定します。
 - 〈2〉 1箇所当たりの伐採面積は、制限林のうち保安林及び自然公園第3種特別地域は、おおむね5ha以下(ただし、1伐採箇所の面積の限度が5ha以下で指定されている保安林等はその制限の範囲内とします。保安林における伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とします。)。その他の制限林は、その制限の範囲内とします。制限林以外の森林にあっても、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図るため、1箇所当たりの伐採面積は、おおむね5ha以下とします。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は、契約内容によることとします(法令等の制限がある場合は、その制限の範囲内とします。)。
 - 〈3〉伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、 伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するとともに新生林分の保護、寒風害 等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、主要な尾根、斜面中腹、渓流沿い、主要道沿線等に保護樹帯を積極的に設置します。特に水源涵養機能、山地 災害防止機能/土壤保全機能の維持増進を図る森林については、天然生広葉樹 の育成等による針広混交林への誘導や林分のモザイク的配置を考慮します。ま た新生林分に接続して皆伐を行う場合は、原則として隣接の新生林分がおおむ ねうつ閉した後に行います。

なお、皆伐新植を予定する林分において、利用径級に達しない小径木の有用 樹種で形質の優れているものが生育している場合は、伐採せずに残すように努 めます。

〈4〉人工造林による育成複層林施業を行う場合は、効率的に施業を実施するため、 帯状又は群状伐採を基本としますが、立地条件、下層木の生育状況等の現地の 実態に応じて単木伐採も行います。

複層伐(更新伐)は原則としてスギ、ヒノキともおおむね60年生の時期に行い、複層伐(終伐)はおおむね120年生の時期に行います。

複層伐(更新伐)の伐採率は、上木の50%を基準とします。また、更新伐を 実施する10年程度前までに間伐を実施し、必要な密度管理を行います。

<5> 積雪量100~250cmの多雪地帯では、傾斜の変換点、局所的急峻地、岩石地、 風衝地、雪崩箇所、崩壊地の周辺、雪庇発生箇所の立木は伐採せずに残します が、利用価値の高いものは択伐します。 <6>上記多雪地帯で、積雪の葡行力による植栽木の引き抜けや倒伏等の被害が予想される箇所においては、必要に応じて防雪帯を設けます。

防雪帯は、斜面長40m以上の箇所においておおむね40mごとに幅20m程度としますが、できるだけ傾斜の変換点を選び、集材方法、地形などを勘案して防雪効果が効果的に確保できるよう設けます。なお、搬出上支障となる立木はなるべく1m以上の高さで伐倒し、防雪効果の維持に努めます。

<7> 林産物の搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網又は架線を適切に選択することとします。特に、地形、地質等の条件が悪く、土砂の流出又は崩壊を引きおこすおそれがあり、森林の更新や森林の土地の保全に支障を生じる場所においては、地表を極力損傷しないよう、路網の作設を避け、架線によることとするなど十分配慮し、搬出方法を決定します。

やむを得ず路網又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を 丸太組みで支えるなどの対策を講じます。

(b) 公有林野等官行造林地

公有林野等官行造林地の伐採は、制限林にあってはその制限内容に従って行います。林産物の搬出は前項(a)に準じて行います。

(イ) 皆伐天然更新を行う森林

a 対象森林

皆伐天然更新は、アカマツ等の森林であって天然下種による更新が確実な林分及 びクヌギ、コナラ等の森林であって、ぼう芽による更新が確実な林分において行い ます。

b 伐区の形状その他立木の伐採に関する留意事項

伐区の面積は皆伐新植に準ずるとともに、特に確実な更新を期するため、伐区の 形状、母樹の保残等について配慮するとともに、伐採は、天然生稚樹の生育状況及 び種子の結実状況等を勘案し、適切な時期を選定して行います。

イ 択伐を行う森林

択伐を行う林分は、各種法令等により伐採の方法を択伐と指定された林分であって、 択伐によって良好な天然下種更新が確実に図られる林分において行います。

伐採に当たっては、樹種構成、林木の生長、生産材の期待径級等を勘案するとともに、 森林生産力の増進が図られる適正な林型に誘導するよう配慮して択伐率等を適切に定め ます。林産物の搬出は前項アに準じて行います。

(2) 立木の標準伐期齢

主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、 既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次表のとおり定めます。

		樹		種	
地区	7 4	1.) 4	V2	その他	その他
	スギ	ヒノキ	マッ	針葉樹	広葉樹
全 域	35	40	40	45	15

(3) その他必要な事項

主伐の時期については、高齢級の人工林が急増すること等を踏まえ、公益的機能の発揮 との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化 を図ります。

また、歴史を未来につなぐ森林づくりとして、歴史的木造建築物の修復資材の供給や資源となる森林の育成に取り組みます。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮 の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、 将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。

更新に当たっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の 植栽等に努めます。

また、効率的な施業実施の観点から、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、土壌、地形等の自然条件を適確に把握した上で、 適地適木を原則とし、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況 等を勘案し、スギ、ヒノキ及びケヤキ、クヌギ等の価値の高い有用広葉樹の中から最も 適合した樹種を選定します。複層林にあっては、原則としてスギ又はヒノキとします。

イ 人工造林の標準的な方法

スギ、ヒノキともヘクタール当たり2,000本を標準とします。複層林にあっては、群 状又は帯状伐採区は、ヘクタール当たり2,000本を、単木伐採は、ヘクタール当たり 1,000本を標準とします。

なお、苗木の選定については、コンテナ苗、成長に優れたエリートツリー (第2世代 精英樹等)等の苗木、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の使用に努めます。 地ごしらえは、地力維持に配慮し、植生、地形、気象等の立地条件と、末木枝条の残存状況、植栽本数等に応じた適切な方法を採用します。植栽木とともに生育が期待できる天然生稚幼樹は刈り払わずに残します。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、公益的機能の維持や早期回復を図るため、人工造林 によるものについては原則として2年以内とします。なお、伐採と造林を一貫して行う 作業システムの導入に努めます。

(2) 天然更新に関する基本的事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、 土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新 が図られる森林において行います。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新に係る補助作業の対象樹種は、既往の天然生有用広葉樹種の造林成績及び林 産物の需要動向を勘案し、ヒノキ、アカマツ、ケヤキ、ミズメ、クヌギ、コナラ等とし ます。

イ 天然更新の標準的な方法

(ア) アカマツ

アカマツは原則として天然更新によることとし、アカマツの生態的適地で、かつアカマツが現存し、植生状態等の立地条件から天然更新による成林が可能な箇所を選定し、母樹の保残に努め、伐採前の地ごしらえを行います。

天然更新補助作業は現地の実態に応じて必要な植込み、まき付けを行うほか、必要な稚樹の刈り出しを行います。

(化) 広葉樹

伐採面積、母樹保残、側方天然下種における伐区の形状等を十分検討し、確実な稚樹の発生に必要な伐採方法を選定します。なお、発生した稚樹が少ない場合には天然 更新補助作業として刈り出し等を行います。

有用広葉樹については、地理的条件、土壌条件等から、広葉樹の適地を対象として ぼう芽による更新を図るため、天然更新補助作業として芽かき、刈り出し等を行います。 また、期間を定めて更新状況を確認し、更新が完了していないと判断される場合に は、植栽等により確実に更新を図ります。

(3) その他必要な事項

材質が堅く成長が早い早生樹について、関係機関との連携も図りつつ、試験植栽を行い 技術開発を計画的に進めます。

3 間伐及び保育に関する事項

健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導に必要な間 伐や保育を適確に実施します。

なお、実施に当たっては、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及 び定着に留意します。

(1) 間伐の標準的な方法

林分の健全化、林木の形質の向上等を図ることを目的として、林木の競合状態に応じて 間伐を実施します。

実施時期は、樹冠がうっ閉したことにより、下層植生の一部が消失している若しくは消失するおそれのある場合又は林木相互間に競合による優劣が生じた時期とします。

保育間伐等定性間伐の選木については、間伐後の林木の質的向上と林分の健全性の保持を目的に、主として形質良好な上中層の林木を保残することとし、それ以外の形質不良木 や形質良好であっても保残木の成長に影響する上層木等も選木します。

利用間伐に当たっては、選木作業の簡素化や効率的に間伐を実施するため、立木の生育 状況や立地条件等を考慮の上、列状間伐を実施します。

間伐率は、35%(材積率)を上限とし、現地の実態に応じて決定します。

(2) 保育の標準的な方法

更新の完了後、育成しようとする樹木の成長を助け、健全な森林を育成するため、下刈り、除伐、鳥獣害防止対策等の作業を行います。

ア 下刈り

目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも配慮しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行います。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行います。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成します。

ウ 鳥獣害防止対策

目的樹種の成長を阻害する野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行います。

なお、植栽木等への被害が見込まれる場合は、植栽木等がニホンジカによる食害を防止できる樹高になるまで、有効な方法を実施します。

樹種	佐 娄 					経	j	過	年) ?	数	(年	Ξ)				
付 性	作業種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	下刈り	<					\rightarrow										
スギ	除 伐																
ヒノキ	鳥 獣 害 防止対策	<															

注:この表は、目安を示したものであり、実施に当たっては画一性を排除し、必要に応じて行います。 複層林の下木の保育についても、表に準じて実施します。

(3) その他必要な事項

その他つる切り等の保育については、必要に応じて行います。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び施業方法については別表1のとおり定めます。

ア 公益的機能別施業森林の区域

- (イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健 文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
 - a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林

山地災害防止機能、土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地については例外的に単独で区分します。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構 成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。

c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が定められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせます。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については例外的に単独で区分します。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

天然生林については、公益的機能発揮の持続的な維持・管理を必要とする森林を除き 手を加えません。他の施業については次のとおりです。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分 散を図ることを基本とし、下層植生の維持(育成複層林にあっては、下層木の適確な 生育。)を図りつつ、根系の発達を確保します。

具体的には、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、複層林施業 (択伐によるものを除く。)を積極的に推進します。

- (4) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健 文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域
 - a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を 推進すべき森林

原則的に択伐による複層林施業を積極的に推進するほか、立地条件や国民のニーズに応じ、天然性広葉樹の育成等による針広混交の育成複層林への誘導を図ります。

- b 快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 皆伐をしないことを前提として、立地条件や国民のニーズ等に応じ、森林構成の 維持を基本とした択伐による複層林施業を継続的に実施するほか、求められる効果 に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等に配慮した更新、 下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を積極的に行います。
- c 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 郷土樹種を主体とした花木や広葉樹との混交も考慮に入れ、択伐による複層林施 業を行います。

(2) その他必要な事項

森林レクリエーション施設と一体となった広葉樹林等美しく快適な森林空間を創出する ほか、地域住民と都市住民との連携による国民に開かれた里山林等の整備を推進します。

また、歴史的木造建築物等の周辺の森林については、それらの建物と一体となった森林環境の保全・造成を推進します。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。その際、(2)の効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準を目安として林道(林業専用道を含む。以下同じ。)及び森林作業道を適切に組み合わせて整備(既設路網の改良を含む。)します。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進します。特に、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択します。

開設する林道の路線配置、規格、構造等の基本的な考え方については、発揮すべき機能 を踏まえた森林ごとに、以下のとおりとします。

ア 水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能

水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、林道の開設に伴う土砂の流出や崩壊を起こさないことを基本に、線形、規格を選定し必要な路網を整備します。ただし、山地災害の危険性が高い地域については、新たな林道等の開設を回避する等特段の配慮をします。

また、既路線においては、路面の洗掘等による土砂の流出が起こらないよう施設の整備を行います。

イ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能

保健・レクリエーション機能の発揮を求められる森林において、森林へのアクセス等に必要な路網の整備を行う場合には、林道については利用者の利便性等の確保の観点に加え、森林作業道や歩道も含め景観や生態系の保全に配慮した線形、構造及び施設を選択します。

また、快適環境形成機能、文化機能、生物多様性保全機能の発揮を求められる森林等 景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな林道の開設を回避する等、 森林の管理上必要最小限の整備とします。

○基幹路網の現状

単位:延長 km

区分	路線数	延長
基幹路網	14	22
うち林業専用道	-	-

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着を図ることとし、繰り返しの間伐等継続的な施業が必要な育成単層林や育成複層林の対象地にあっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、下表を目安として林道及び森林作業道を整備するよう努めます。

〇効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位: m/ha

	Marilla 2 2		
区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°~30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
中傾斜地(15 ~ 50)	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地(30°~35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	架線系作業システム	15以上	15以上
急 峻 地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	5以上

※出典:林野庁「路網・作業システム検討委員会最終取りまとめ」

(3) 林産物の搬出方法等

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2 林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、適切な搬出方法を定めます。

(4) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当ありません。

(5) その他必要な事項

土場、作業施設の整備に当たっては、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域におけ

る土地利用及び森林の現況等を総合的に勘案し、整備箇所の選定を適切に行います。また、 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環 境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災 施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講 じます。

なお、林道等路網の整備については、民有林と連携を図りながら一体的・効率的に推進 します。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体の育成に当たっては、ICTを活用 した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによ る経営基盤や経営力の強化とともに、これを通じた林業従事者の所得や労働環境の向上が 課題となっています。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定等による事業量の確保、事業の計画的発注、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、技術研修等の実施及び研修フィールドの提供等を通じ、林業機械化の促進や稼働率の向上などに努めます。

さらに社会保険等への加入促進等就労条件の改善に関する指導の推進、労働安全衛生の 確保、山村の生活基盤の整備等により、林業従事者の就労環境の改善を図ります。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

高性能林業機械の導入は、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業の効果的かつ効率的な実施に不可欠なものであるとともに、稼働率及び労働生産性の向上、労働災害の減少、重筋労働からの解放による林業経営の合理化、林業事業体の体質強化及び林業労働者の確保を図る上で重要なポイントとなります。

このため、民有林関係者及び関係機関と一層連携を強化して、森林共同施業団地の設定 等による事業量の確保及び路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの 普及・定着を推進するとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開で きる技術者の養成に寄与するよう努めます。

この場合、林業機械の導入に必要な路網の整備については、低コストで効率的な作業システムに対応し得るよう、林道、林業専用道、森林作業道を適切に組み合わせ、より効率的な森林施業のための路網への重点化を図ります。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用を促進するための施設の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係の確立、施設・設備の大型化・高性能化、複数の中小工場の連携による生産の効率化、木材生産者や製材・合板工場、工務店等の連携による取組等による加工・流通コストの低減や供給ロットの拡大、地域における熱利用及び熱電併給等に向けた関係者の連携等を通じて、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質及び強度性能の明確な木材製品を大量に安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備を図るため、民有林と一体となって取組を推進します。

ア 木材の生産・流通の合理化

事業の発注見通し等を公表しつつ、民有林の関係者及び素材生産業者・流通業者と一体となって、森林計画区を単位とした計画的な木材生産や協調出材等により木材の産地・銘柄化を図るなど生産・流通の合理化に努めます。

イ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

広域原木流通協議会等を活用し、地域材の産地化などについて関係者の合意形成に努め、国有林及び民有林、川上から川下まで一体となった合理的な木材の生産・流通システムの確立を図ります。

ウ 国産材の安定供給体制の整備

森林吸収目標達成のために必要な間伐の適確な実施、国産材の利用拡大を軸とした林 業及び木材産業の成長産業化に資するため、国有林と民有林関係者が連携して、間伐材 の生産性向上を図るとともに、需要者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を 強力に推進します。

(4) その他必要な事項

森林経営管理制度の導入により、民有林において、森林の経営管理を森林所有者自らが 実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について は意欲と能力のある林業経営体に再委託することとなっていることから、国有林としても、 事業委託に際してはこうした林業経営体の受注機会の拡大に配慮するなど、意欲と能力の ある林業経営体の育成に取り組むとともに、自ら森林経営を実施する市町村を支援するた め、現地検討会の開催等を通じて森林・林業技術の普及や情報提供に取り組みます。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林施業及び土地の形質変更に当たり、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防止上、特に林地保全に留意すべき森林は、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び砂防指定地とします。

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区は次のとおりです。

単位: ha

所	在	7 1±	
市町村	区域	面積	留意すべき事項
神戸市	245、251~253	148. 61	林地の適正な管理並び に適切な施業の実施によ
西宮市	257~260	188. 40	り林地の保全を図るほか、土石・樹根の採掘、
洲本市	1201~1207	691. 33	開墾、その他土地の形質 変更に当たっては十分留
芦屋市	254~256	123. 67	意する。
加古川市	716~721、723~727、730	433. 34	
宝塚市	264~266	230. 53	
高 砂 市	735	71. 52	
小 野 市	715	45. 36	
三田市	212~214、221	174. 61	
丹波篠山市	208、210、211 ※波々伯部振興会 5 ※丹波篠山市 3、4、6、7 ※六ヶ部落共有林野 官行造林組合 1	295. 59	
丹波市	201~203、1208~1210 ※丹波市 1~3、5、6、9、11 ※(一財)神楽自治振興会 5、 7~10、12 ※青垣町遠阪地区 共有財産管理組合 7	794. 99	

所	在	面積	留意すべき事項	
市町村	区 域	山 傾	田息り、己事項	
南あわじ市	※成相生産森林組合 1※三原町官行造林組合共有山 1~3※中の子生産森林組合 2	417. 66		
加東市	2201~2210	1, 035. 24		
多可町	※多可町 1、2	59. 53		
計		4, 710. 38		

注:※は公有林野等官行造林地です。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 該当ありません。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全、形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けます。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行います。また、土砂の流出や崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設や貯水池等の設置、環境の保全等のための森林の適正な配置等の適切な措置を講じます。その際、太陽光発電施設の設置にあたり、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮します。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する事項

保安林については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、流域における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源のかん養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するための保安林として指定する必要がある森林について、適切に保安林を配備するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、適切な森林整備を実施することによりその保全を確保します。

(2) 保安施設地区に関する事項

保安林が指定されていない箇所で、水源のかん養、土砂の流出防備、土砂の崩壊防備、 飛砂の防備、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備、なだれ又は落石の危険の防 止、火災の防備の目的を達成するため、森林の造成事業若しくは維持に必要な事業を行う 必要があれば、保安施設地区に指定します。

(3) 治山事業に関する事項

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備 及び保全に関する基本的な事項」に則し、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害 に強い地域づくりや水源地域の機能強化に向けて、近年、頻発する集中豪雨や地震等によ る大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕在化 していることを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に 立ち実施します。具体的には、流域治水の取組と連携を図りつつ、緊急かつ計画的な実施を 必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の保安林の整備及び渓間工、山腹 工等の治山施設の整備を計画的に推進します。

また、流木対策としては、治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備、流 木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組みます。

その中で、流域保全の観点からの関係機関との連携や、地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講じます。その際、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努めます。

(4) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止方針

ア 区域の設定

鳥獣害防止森林区域については別表2のとおり定めます。

イ 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法として、防護柵の設置及び維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置等の植栽木の保護措置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、わな捕獲(囲いわな、くくりわな、箱わな等によるものをいう。)、安全体制が確保された場合の銃による捕獲等による鳥獣害防止対策を推進します。

保護林においては、上記に準じた鳥獣害防止対策を推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めます。

(2) その他必要な事項

特に記すべき事項はありません。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の被害対策の方針

病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。特に、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ります。なお、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入します。また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止を図ります。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外に おける対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、 必要に応じて、3(1)イに準じた鳥獣害防止対策を推進します。

特に、野生鳥獣による被害が深刻な森林については、その区域等を明確化して鳥獣害防

止対策を推進します。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、 山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進します。

(4) その他必要な事項

山火事、病虫害、鳥獣害、風水害等の早期発見に重点を置くとともに、森林管理にも配慮した林野巡視に努めます。

また、森林の保護管理等を推進するため、地域の要望に基づく保安施設の整備や、啓発 用の標識の設置等に努めます。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位:千㎡

7	>	総数			主 伐			間 伐		
区分		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総	数	235	220	15	121	107	14	114	113	1
前半の計	5ヵ年 画量	(3) 64	63	1	6	5	0	58	57	1

- 注:1 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所が特定できない臨時伐採量です。
 - 2 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

2 間伐面積

単位: ha

区分	間伐面積
総数	1,022
前半5ヵ年の計画量	519

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位: ha

区	分	人工造林	天然更新
総	数	56	165
前半5ヵ年の計画量		24	_

4 林道の開設又は拡張に関する計画

該当ありません。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位: ha

保安林の種類	面積	前半5ヵ年 の計画面積	備考
保安林総数 (実面積)	4, 680	4, 680	
水源かん養のための保安林	2, 399	2, 399	
災害防備のための保安林	2, 305	2, 305	
保健、風致の保存のための保安林	669	669	

注:総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがあります。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位:ha

指定 / 解除		森林	木の所在		前半5ヵ	指定又は解 除を必要と する理由	備考
	種類	市町村	区域	面積	前午3ヵ 年の計画 面積		
指定	水源かん養保 安 林	神戸市	245	24	24	水源かん養 のため	
	土砂流出防備 保 安 林	三田市	215	7	7	土砂の流出 防備のため	

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積 該当ありません。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 該当ありません。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位:地区

森林	の所在	治山事業	光 业 E 、 左	ナ ム 工籍	/# +v.
市町村	区域	施 工地 区数	前半5ヵ年の計画	主な工種	備考
神戸市	252	1	1	本数調整伐	前期:19.54ha
洲本市	1203、1206	2	1	本数調整伐	後期:46.00ha
三田市	215	1	1	渓間工、 山腹工	
合 計		4	2		

第6 その他必要な事項

〇 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

(1) 法令により施業について制限を受けている森林

				単位: ha
 種 類		森 林 の 所 在	面積	備考
1年 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	市町村	区域	ш	vm · J
水源かん養保安林	洲本市	1201~1207	687.76	
体 女 你	三田市	212~214	123. 18	
	丹波篠山市	208、210、211 ※波々伯部振興会 5 ※丹波篠山市 3、4、6、7 ※六ヶ部落共有林野 官行造林組合 1	295. 59	
	丹 波 市	201~203、1208~1210 ※丹波市 1~3、5、6、9、11 ※(一財)神楽自治振興会 5、 7~10、12 ※青垣町遠阪地区 共有財産管理組合 7	793. 20	
	南あわじ市	※成相生産森林組合 1※三原町官行造林組合 共有山 1~3※中の子生産森林組合 2	415. 80	
	多可町	※多可町 1、2	59. 53	
土砂流出防備 保 安 林	神戸市	251~253	118.08	
K 女 W	西宮市	257~260	188.00	
	芦屋市	254~256	123.07	
	加古川市	716~721、723~727、730	429. 39	
	宝塚市	264~266	230. 25	
	高 砂 市	735	71.52	
	小 野 市	715	44. 57	
	三田市	221	49. 27	
	加東市	2201~2210	1, 034. 41	
航行目標保安林	西宮市	261	9. 17	

15 VI		森林の所在		/++ - -
種類	市町村	区域	面積	備考
保健保安林	神戸市	251~253	118.08	
	西宮市	257~261	197. 17	
	芦屋市	254~256	123. 07	
	宝塚市	264~266	230. 25	
砂防指定地	神戸市	245、252	31.71	
	西宮市	258、259	12. 25	
	洲本市	1203、1204	2. 08	
	南あわじ市	※成相生産森林組合 1	24. 92	
	加東市	2201~2210	1, 035. 24	
国 立 公 園 第1種特別地域	神戸市	253	35. 93	
第1 俚付別地域	西宮市	257	14. 42	
国 立 公 園 第3種特別地域	淡 路 市	※淡路市 1	38. 83	
県立自然公園 第2種特別地域	加古川市	716、718、720	97.80	
分 2 種 付 別 地 域	丹 波 市	203	15. 51	
	多可町	※多可町 1、2	6. 55	
県立自然公園 第3種特別地域	三田市	218	12.41	
分 3 怪的 <u></u>	丹 波 市	203 ※丹波市 11 ※(一財)神楽自治振興会 5、 7~10、12	273. 93	
	加東市	703、704、2201~2204、2209、 2210	775. 13	
	多可町	※多可町 1、2	52. 98	
特別緑地保全地区	神戸市	251、252	81.85	
風 致 地 区	神戸市	251~253	117. 78	
	西宮市	257~261	198. 10	
	芦屋市	254~256	123. 12	
史跡名勝	三木市	236、237	9. 06	
天然記念物	丹波篠山市	205、206	73. 88	

注:※は、公有林野等官行造林地です。

(2) 制限林の施業方法

森林法、その他法令等により森林施業に制限のある森林は、それら法令等の目的達成に 支障を及ぼさない範囲内で森林施業を行い、その種類ごとの伐採方法、更新方法及びその 他施業に係る一般的事項は、次のとおりとします。

ア 保安林

- (ア) 伐採方法
 - a 主伐
 - (a) 伐採種

それぞれの保安林の指定施業要件に定める伐採種によることとします。

- (b) 伐採することのできる立木の年齢 樹種別に本計画に定めた標準伐期齢以上とします。
- (c) 皆伐する場合の制限

伐採年度当たりの皆伐面積の限度は、保安林単位区域ごとの総年伐面積の範囲内とし、伐採年度ごとに皆伐することのできる一箇所当たりの面積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定める面積以内とします。

(d) 択伐する場合の制限

伐採年度ごとに択伐することのできる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた択 伐率を乗じて算出した材積以内とします。

- b 間伐
 - (a) 間伐することのできる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
 - (b) 間伐することのできる材積は、それぞれの保安林の指定施業要件に定められた 伐採率により算出した材積以内とします。

なお、伐採により樹冠疎密度が10分の8を下がったとしても、当該伐採年度の 翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後に当該樹冠疎密度が10分の8以上 に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とします。

(1) 更新

保安林の指定施業要件に植栽の指定がある場合は、植栽の方法、植栽期間、植栽樹種についてそれぞれ定められた内容の施業を行います。

イ 砂防指定地に係る森林

県知事の定める砂防指定地管理規則等の範囲内で施業を行います。

ウ 自然公園特別地域内の森林

自然公園特別地域内における森林施業に関する制限は、次のとおりです。

- (ア) 第1種特別地域
 - a 第1種特別地域の森林は禁伐とします。ただし、風致維持に支障のない限り、単 木択伐法を行うことができます。

- b 単木択伐法は次により行います。
 - (a) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。
 - (b) 択伐率は現在蓄積の10%以内とします。

(イ) 第2種特別地域

- a 第2種特別地域の森林施業は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができます。
- b 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺は、原則として 単木択伐法によるものとします。
- c 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。
- d 択伐率は用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内 とします。
- e 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めます。
- f 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとします。
 - (a) 1 伐区の面積は 2 ha以内とします。ただし、疎密度 3 より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。
 - (b) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。 この場合においても、伐区は努めて分散させます。
- (ウ) 第3種特別地域

第3種特別地域の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業制限を設けません。

エ 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区

条例の定めるとおりとします。

オ 都市計画法に基づく風致地区

条例の定めるとおりとします。

- カ 史跡名勝天然記念物に係る森林及び史跡名勝天然記念物保存のための地域内の森林
 - (ア) 伐採は、原則として禁伐とします。ただし、やむを得ない場合は文化財保護法又は 県等の定める文化財保護条例等に基づき、指定物件の景観を損なわないよう配慮して 伐採することができます。
 - (イ) 更新は、原則として現在樹種の天然更新とします。

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

[2	<u> </u>	分	森林の区域	面積	施業方法
糸	忩	数		4, 963. 11	
	神	戸市	240、245、250~253	233. 28	伐期の延長、
	西	宮市	257~261	198. 10	長伐期施業、 複層林施業(択伐)、 複層林施業(択伐以外)
市	洲	本 市	1201~1207	691.33	後層 作 根 長 (大 以 以 方)
	芦	屋市	254~256	124. 54	
町	加	古川市	716~730	633. 56	
村	宝	塚市	264~266	232. 82	
	三	木 市	225、226、231、234~238	295. 74	
別	高	砂市	735	71. 52	
内	小	野市	706、707、714、715	124. 95	
	三	田市	212~219、221、222	402.76	
訳	丹波	支篠山市	204~206、208、210、211、220	301. 49	
	丹	波市	201~203、1208~1210	396. 43	
	加	東市	701~705、2201~2210	1, 256. 59	

- 2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
 - (1) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位: ha

	区	分	森林の区域	面積	施業方法
	総	数		2, 265. 37	
	神戸市		251	1. 32	複層林施業 (択伐)
	西	宮市	257~259	105. 96	
市	洲	本 市	1203、1204、1206	20.80	
町	芦	屋市	254~256	124. 54	
	加古川市		716、717、719~721、 723~730	577. 76	
村	三	木 市	231	48. 25	
別	高	砂市	735	71. 52	
141	小	野市	715	45. 36	
内	三	田市	221	49. 34	
訳	丹波	安篠山市	210、211	49.00	
	丹	波 市	202、203	2.99	
	加	東市	703、704、2201~2210	1, 168. 53	

(2) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

	区 分	森林の区域	面積	施業方法
	総数		470.59	
市	神戸市	240、250	73. 97	複層林施業 (択伐)
町	西宮市	261	9. 70	
村	加古川市	718、722、723	55.80	
別	三木市	226	72. 79	
内	小 野 市	706、707、714	76. 45	
訳	三田市	215~219	181.88	

(3) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

	区	分		森林の区域	面積	施業方法
	総	数			904. 03	
市	神	戸ī	市	251~253	117. 52	複層林施業(択伐) 複層林施業(択伐以
	西	宮	市	257、260	81. 30	外)
町	洲	本 ī	市	1204、1206、1207	149. 67	
村	宝	塚ī	市	264~266	232. 82	
	13.	木 ī	市	226、235~238	93. 92	
別	三	田 ī	市	222	41. 12	
内	丹派	丹波篠山市		204~206	69. 28	
	丹	波	市	202、203	59. 69	
訳	加	東	市	701	58. 71	

別表 2 鳥獸害防止森林区域

単位: ha

	区 分	対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積
	総数			2, 085. 22
	洲本市	ニホンジカ	1201~1207	691. 33
	三田市	ニホンジカ	212~215、217	217. 70
市町	丹波篠山市	ニホンジカ	※丹波篠山市3、4、6、7※六ヶ部落共有林野官行造林組合 1	181. 17
村別	丹 波 市	ニホンジカ	1208~1210 ※丹波市 3、9 ※(一財)神楽自治振興会 5、7~9、12 ※青垣町遠阪地区共有財 産管理組合 7	517. 53
内訳	南あわじ市	ニホンジカ	※成相生産森林組合 1※三原町官行造林組合 共有山 1~3※中の子生産森林組合 2	417. 96
	多可町	ニホンジカ	※多可町 1、2	59. 53

注:※は、公有林野等官行造林地です。

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位:面積 ha、比率 %

	F	区域面積	 森	林面	積	積 ha、比率 % 森林比率
	区 分	1)	総数②	国有林	民有林	②/①×100
	総数	383, 543	202, 056	6, 093	195, 963	52. 7
	神戸市	55, 703	21, 388	233	21, 155	38. 4
	尼崎市	5, 071	_	-	_	
	明 石 市	4, 942	70		70	1.4
	西宮市	9, 996	3, 640	198	3, 442	36. 4
市	洲本市	18, 238	10, 283	691	9, 592	56. 4
	芦屋市	1, 847	695	125	570	37. 6
	伊丹市	2, 500	_		_	_
町	加古川市	13, 848	3, 606	634	2, 972	26. 0
	西脇市	13, 244	9, 381	l	9, 381	70.8
	宝塚市	10, 180	5, 573	233	5, 340	54. 7
村	三木市	17, 651	7, 307	296	7, 011	41. 4
	高 砂 市	3, 438	427	72	356	12. 4
	川西市	5, 344	2, 054	l	2, 054	38. 4
別	小 野 市	9, 294	2, 360	144	2, 216	25. 4
	三田市	21, 032	13, 584	403	13, 181	64. 6
	加 西 市	15, 098	6, 317		6, 317	41.8
内	丹波篠山市	37, 759	28, 179	497	27, 682	74. 6
	丹 波 市	49, 321	37, 154	796	36, 358	75. 3
	南あわじ市	22, 901	13, 096	418	12, 678	57. 2
訳	淡 路 市	18, 424	7, 242	39	7, 203	39. 3
.,,	加東市	15, 755	7, 707	1, 257	6, 451	48. 9
	猪名川町	9, 033	6, 922	_	6, 922	76. 6
	多可町	18, 519	14, 931	60	14, 871	80. 6
	稲 美 町	3, 492	140	_	140	4. 0
	播磨町	913	_	_	_	_

注:1 区域面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)(令和3年10月1日時点)によります。

² 森林面積は兵庫県林業統計書(令和元年度版)によります。

³ 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。

(2) 地況

ア 気候

観測地点		気	温(℃)	年 間 降 水 量	備考
観側	地点	最高平均	最低平均	年平均	(加)	/佣 石
神	戸	21. 1	14. 4	17. 5	1, 637	
西	脇	21. 2	10. 2	15. 2	1,620	
洲	本	21. 3	12. 5	16. 5	1,766	

注:気象庁資料(令和3年)によります。

イ 地勢

計画区の北部は、笠形山 (939m) 、千ヶ峰 (1,005m) 等の中国山地を形成する900~1,000mの山々が連なっています。

南部は、瀬戸内海国立公園に含まれる六甲山系や淡路島の論鶴羽山系等があります。 主な河川は、加古川、武庫川、猪名川で、いずれも計画区内を南に流れ、播磨平野や大 阪平野を潤し、瀬戸内海及び大阪湾へ注いでいます。

ウ 地質、土壌等

地質についてみると、計画区の大部分が花崗岩、流紋岩、安山岩の火成岩と新生代の洪積層、沖積層からなっています。中生層は篠山盆地に分布しているのみです。

土壌についてみると、計画区の大部分が褐色森林土ですが、六甲山や淡路島の一部はポドソル土壌、黒色土が見られます。

(3) 土地利用の現況

単位: 面積 ha

	F /\	ψ. Ψ.		農地			<u>単位</u> その	単位: 面積 ha その他	
	区 分	総数	森林	総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地	
	総数	383, 543	202, 056	49, 709	44, 003	5, 706	131, 778	40, 278	
	神戸市	55, 703	21, 388	4, 961	4, 418	543	29, 354	10, 017	
	尼崎市	5, 071	_	84	64	20	4, 987	2,668	
市	明 石 市	4, 942	70	574	483	91	4, 298	2, 130	
1 1	西宮市	9, 996	3, 640	161	133	28	6, 195	2, 455	
	洲本市	18, 238	10, 283	2, 766	2, 342	424	5, 189	732	
	芦屋市	1, 847	695	2	2	0	1, 150	574	
町	伊丹市	2, 500	_	113	83	30	2, 387	1, 107	
мJ	加古川市	13, 848	3, 606	2, 468	2, 230	238	7, 774	3, 305	
	西脇市	13, 244	9, 381	1, 171	1,092	79	2, 692	868	
	宝塚市	10, 180	5, 573	399	348	51	4, 208	1, 396	
村	三木市	17, 651	7, 307	3, 316	3, 032	284	7, 028	1, 441	
J.,1	高 砂 市	3, 438	427	291	214	77	2,720	1, 455	
	川西市	5, 344	2, 054	187	136	51	3, 103	1, 135	
	小 野 市	9, 294	2, 360	2, 412	2, 281	131	4, 522	1,042	
別	三田市	21, 032	13, 584	2, 242	2, 036	206	5, 206	1, 287	
נינק	加 西 市	15, 098	6, 317	3, 866	3, 390	476	4, 915	1, 122	
	丹波篠山市	37, 759	28, 179	4, 426	4, 059	367	5, 154	982	
	丹 波 市	49, 321	37, 154	5, 716	4, 919	797	6, 451	1,778	
内	南あわじ市	22, 901	13, 096	4, 170	3, 754	416	5, 635	996	
	淡 路 市	18, 424	7, 242	3, 913	2, 937	976	7, 269	761	
	加東市	15, 755	7, 707	2, 901	2,716	185	5, 147	1,014	
訳	猪名川町	9, 033	6, 922	483	443	40	1, 628	341	
八	多可町	18, 519	14, 931	1, 436	1, 326	110	2, 152	556	
	稲 美 町	3, 492	140	1, 598	1, 515	83	1, 754	584	
	播磨町	913		53	50	3	860	532	

注:1 区域面積は、「全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)(令和3年10月1日時点) によります。 2 田、畑、宅地の面積は、「兵庫県市区町別主要統計指標(令和3年度版)」によります。 3 森林面積は、兵庫県林業統計書(令和元年度版)によります。

⁴ 四捨五入のため総数が合わない場合があります。

(4) 産業別生産額

単位:百万円 第1次産業 第2次 第3次 区 分 総生産額 農 総 額 業 林業 水産業 産業 産業 1,950 数 17, 015, 713 10,999 総 62, 750 49,801 4, 506, 360 12, 362, 892 戸市 神 6, 787, 024 6, 153 3,973 157 2,023 1, 394, 651 5, 352, 832 尼 崎 市 1,892,633 256 256 0 0 657, 201 1, 225, 865 明 石 市 1,069,336 2,541 810 0 1,731 382, 120 679, 414 市 西 宮 市 1, 364, 299 358 334 24 0 175, 542 1, 181, 687 本 市 156, 047 21,704 129,030 洲 4, 545 3,600 74 871 芦 屋 市 219, 795 4 0 4 0 26, 209 192, 501 市 0 伊 丹 660, 213 355 355 209,969 446,641 町 加古川市 1,396 830, 495 1, 359 21 16 226, 702 598, 311 脇 市 128, 189 943 846 95 2 32, 289 94, 326 西 宝 塚 市 480,644 802 763 39 47,730 429, 747 2,733 木 市 290, 296 2, 785 52 0 83,651 202, 432 村 砂 市 500, 434 288 2 272,812 224,872 115 171 高 Ш 西 市 336, 334 296 282 14 0 31,909 302, 474 小 野 市 233, 567 1,674 18 0 1,656 120, 141 110,603 2, 367 2, 262 105 190, 229 田 市 466, 763 0 271,871 别 西 市 212,837 1,238 68 0 114, 583 95, 969 加 1, 170 丹波篠山市 154, 439 3,033 2,754 279 0 52, 518 98, 128 丹 波 市 237, 613 4,950 504 5 83, 427 148,067 4, 441 内 南あわじ市 153, 214 93 14, 325 12,681 1,551 29, 345 108, 790 路 市 138, 452 52 100, 389 8, 171 3,574 4, 545 29, 211 加東市 259, 440 2, 195 2, 148 47 0 139,013 116, 956 猪名川町 68,013 399 345 54 0 7, 135 60, 144 訳 可 町 61,991 2,405 2, 158 247 0 20, 241 39,040 美 町 165, 375 0 1, 156 1, 155 1 71, 429 91, 976 稲 磨 115 0 町 148, 270 31 84 86, 599 60,827 播

注:兵庫県市区町別主要統計指標令和3年版によります。

(5) 産業別就業者数

単位: 人

	<u>.</u>			4W 7K1		第12	大産業		第2次	第3次	単位: 人 その他
ļ.	<u>X</u>	分	ř	総数	総数	農業	林 業	水産業	産業	産業	産業
爿	総	数	ζ	1, 976, 549	34, 480	31, 197	398	2, 885	462, 629	1, 392, 145	87, 295
	神	戸	市	659, 182	4, 974	4, 696	59	219	124, 429	494, 038	35, 741
	尼	崎	市	192, 674	599	592	4	3	48, 807	131, 965	11, 303
市	明	石	市	127, 816	1, 374	786	18	570	32, 756	87, 453	6, 233
	西	宮	市	204, 206	646	619	21	6	38, 197	155, 543	9, 820
	洲	本	市	21, 092	2, 418	2,019	8	391	4, 621	13, 748	305
	芦	屋	市	39, 218	82	74	2	6	6, 498	30, 740	1,898
町	伊	丹	市	86, 507	593	584	6	3	21, 780	60, 302	3, 832
	加	古川	市	119, 992	998	962	8	28	39, 169	75, 856	3, 969
	西	脇	市	20, 179	357	335	22	1	7, 555	11, 516	751
	宝	塚	市	93, 932	854	844	9	1	18, 010	72, 136	2, 932
村	111	木	市	35, 333	1, 450	1, 446	3	1	10,802	22, 791	290
	高	砂	市	40, 860	242	193	2	47	14, 857	25, 017	744
	Ш	西	市	64, 435	567	557	9	1	13, 853	48, 249	1, 766
	小	野	市	23, 487	644	638	6	1	8, 697	13, 428	718
別	111	田	市	52, 950	1, 217	1, 210	6	1	12, 573	36, 872	2, 288
	加	西	市	21, 113	809	803	6	1	8, 935	11, 082	287
	丹派	支篠□	山市	21, 329	2, 454	2, 419	34	1	5, 464	12, 446	965
	丹	波	市	32, 243	2, 550	2, 449	99	2	11, 390	18, 122	181
内	南あ	あわし	ご市	25, 389	6, 016	5, 550	11	455	5, 673	13, 214	486
	淡	路	市	20, 979	3, 170	2,037	1	1, 132	4, 300	12, 602	907
	加	東	市	19, 750	913	910	3	_	7, 070	11, 210	557
	猪:	名川	町	13, 539	402	399	3	_	2, 756	10, 193	188
訳	多	可	町	10, 729	397	340	57	_	4, 403	5, 467	462
	稲	美	町	14, 364	663	661	1	1	5, 005	8, 346	350
	播	磨	町	15, 251	91	74		17	5, 029	9, 809	322

注:1 兵庫県市区町別主要統計指標令和3年版によります。 2 15歳以上の就業者数です。

2 森林の現況(国有林)

(1) 齢級別森林資源表

単位:面積 ha、 材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

				**************************************	総数			1齢級			2齢級			3 齢級			4齢級	
		区分		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
		総数		6, 073. 17	954	11				9. 53			0. 79			10. 18		
		56)	総数	5, 829. 26	954	11				9. 53			0. 79			10. 18		
	ri Ž	総 数	針	3, 326. 18	684	8				3. 81						0. 37		
	-	200	広	2, 503. 08	270	3				5. 72			0. 79			9. 81		
		4/4	総数	2, 791. 95	582	8				9. 53			0. 79			8. 21		
		総数	針	2, 147. 13	513	7				3. 81						0. 33		
		<i>></i>	広	644. 82	69	1				5. 72			0. 79			7. 88		
		育 単	総数	2, 791. 95	582	8				9. 53			0. 79			8. 21		
ر ا	,	層	針	2, 147. 13	513	7				3. 81						0. 33		
l lo	I.	成 林	広	644. 82	69	1				5. 72			0. 79			7. 88		
立木地),	育 複 層 成 林	総数															
地			総数	3, 037. 31	372	3										1. 97		
		総	針	1, 179. 05	171	1										0. 04		<u> </u>
		数	広	1, 858. 26	201	2										1. 93		
	-	育 単	600 344	46. 46	8											1.00		
		甲層		12. 95	3													
J	天然	成林	広	33. 51	5													
1 2	然は	育 複																
'P	M	層																
	,	成林	広															
	ľ	天	総数	2, 990. 85	364	3										1. 97		
		然	針	1, 166. 10	168	1										0. 04		
		生 林	広	1, 824. 75	196	2										1. 93		
		竹林																
	無	立木	地	243. 91														

注:1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

² 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

^{3 ()}は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積 ha、 材積 立木は千㎡ 立竹は千束、成長量 千㎡

		F /\			5 齢級			6 齢級			7齢級			8齢級			9 齢級	
		区分		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
		総数		43. 83	3		58. 29	7		47. 30	6		102. 43	15	1	166. 26	35	1
	4	; A)	総数	43. 83	3		58. 29	7		47. 30	6		102. 43	15	1	166. 26	35	1
	ř Ž	総数	針	20. 22	2		38. 77	6		33. 28	5		72. 80	13		132. 81	32	1
	2	*^	広	23. 61	1		19. 52	1		14. 02	1		29. 63	2		33. 45	2	
		44	総数	34. 84	2		40. 04	6		36. 51	6		92. 68	14	1	150. 51	33	1
		総数	針	18. 84	2		38. 26	6		33. 28	5		72. 44	13		132. 67	32	1
		200	広	16.00			1. 78			3. 23			20. 24	1		17. 84	1	
	-	育 単	総数	34. 84	2		40. 04	6		36. 51	6		92. 68	14	1	150. 51	33	1
را ا	,	層	針	18. 84	2		38. 26	6		33. 28	5		72. 44	13		132. 67	32	1
	E.	成林	広	16.00			1. 78			3. 23			20. 24	1		17. 84	1	
市	木																	
	-	育 複																
		層	総数															
立 木 地		成林	針															
地			広															
		44	総数	8. 99			18. 25	1		10. 79	1		9. 75	1		15. 75	1	
		総数	針	1. 38			0. 51						0. 36			0. 14		
		<i>></i>	広	7. 61			17. 74	1		10. 79	1		9. 39			15. 61	1	
		育 単	総数													0. 60		
		層	針													0. 05		
ヲ 	天火	成林	広													0. 55		
市	木	育 複	総数															
		層	針															
	,	成林	広															
	Ī	天	総数	8. 99			18. 25	1		10. 79	1		9. 75	1		15. 15	1	
		然生林	針	1. 38			0. 51						0. 36			0. 09		
			広	7. 61			17. 74	1		10. 79	1		9. 39			15. 06	1	
		竹林																
	無	立木均	地															

注:1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

² 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

^{3 ()}は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積 ha、 材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

下							1 0 齢級			1 1 齢級			1 2 齢級			13齢級		/Ma III 1	1 4 齢級	
接数 264.57 73 2 172.38 47 1 397.27 74 1 1,383.05 239 2 1,235.00 195 2			区分	Ì		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
新			総数	ζ		264. 57	73	2	172. 38	47	1	397. 27	74	1	1, 383. 05	239	2	1, 235. 00	195	2
放 52.96 6 72.34 10 186.91 22 487.87 56 1 660.06 78 1 1 1 1 1 1 1 1 1				総	数	264. 57	73	2	172. 38	47	1	397. 27	74	1	1, 383. 05	239	2	1, 235. 00	195	2
放 52.96 6 72.34 10 186.91 22 487.87 56 1 660.06 78 1 1 1 1 1 1 1 1 1			総数	金	+	211. 61	67	1	100. 04	37	1	210. 36	52	1	895. 18	183	2	574. 94	117	1
			90	Į,	7.	52. 96	6		72. 34	10		186. 91	22		487. 87	56	1	660. 06	78	1
数			44	総	数	229. 44	69	1	87. 66	35	1	193. 63	45	1	1, 004. 10	180	2	489. 91	102	1
広 21.84 3 3.95 1 63.78 7 288.76 28 107.68 17			総数	金	+	207. 60	66	1	83. 71	34	1	129. 85	38		715. 34	152	1	382. 23	85	1
大			200	Į,	1.7	21. 84	3		3. 95	1		63. 78	7		288. 76	28		107. 68	17	
大			育員	華 総	数	229. 44	69	1	87. 66	35	1	193. 63	45	1	1, 004. 10	180	2	489. 91	102	1
本本 点 21.07 3 3.30 1 30.70 7 250.70 20 107.00 17 企本 計 上		人	層	子		207. 60	66	1	83. 71	34	1	129. 85	38		715. 34	152	1	382. 23	85	1
立木地 計量 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (+) (+) (+)			成本	木	1.7	21. 84	3		3. 95	1		63. 78	7		288. 76	28		107. 68	17	
総数 35.13 4 84.72 12 203.64 29 378.95 59 1 745.09 93 1	立木	:	層	番 総 木 金	+															
検数	地			_		35 13	4		84 72	12		203 64	29		378 95	50	1	745 09	93	1
成 広 31.12 3 68.39 9 123.13 15 199.11 28 552.38 61 1 育単 総数 1.14 0.25 1.52 10.59 1 4.48 1 成林 広 1.14 0.05 0.21 5.33 1 0.45 大然林 育複総数 4 0.20 1.31 5.26 1 4.03 天然林 広 5 2 1 4.03 4.03 天然生 外 公 33.99 4 84.47 12 202.12 29 368.36 58 1 740.61 92 1 大然生 本 公 4.01 1 16.28 3 80.30 14 174.51 31 192.26 31 竹林 広 29.98 3 68.19 9 121.82 15 193.85 27 548.35 61 1			総				1										'			'
育単総数 1.14 0.25 1.52 10.59 1 4.48 1 成林 広 1.14 0.20 1.31 5.33 1 0.45 育複総数 日本 1.31 5.26 1 4.03 所成林 広 1.31 5.26 1 4.03 大然生 4.01 1 1.6.28 3 80.30 14 174.51 31 192.26 31 竹林 5 29.98 3 68.19 9 121.82 15 193.85 27 548.35 61 1			数				3												-	1
天然林 金 0.05 0.21 5.33 1 0.45 大然林 広 1.14 0.20 1.31 5.26 1 4.03 育複層成林 公 公 公 0.21 0.21 0.45 大然樹 公 公 0.20 0.21			去 13	44			•						10			1			1	•
大大大大大大方 復 広 木 広 1.14 0.20 1.31 5.26 1 4.03 育 複 総数 日本 広				_	-											1				
株 育 複 総数						1. 14										1				
大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大			古 が																	
成林 広 二		Alk	月形層	~																
然性 針 4.01 1 16.28 3 80.30 14 174.51 31 192.26 31 林広 29.98 3 68.19 9 121.82 15 193.85 27 548.35 61 1 竹林 1			成本																	
然生 柱 木 針 4.01 1 16.28 3 80.30 14 174.51 31 192.26 31 水 広 29.98 3 68.19 9 121.82 15 193.85 27 548.35 61 1 竹林 48.35 61 1					数	33. 99	4		84. 47	12		202. 12	29		368. 36	58	1	740. 61	92	1
林 広 29.98 3 68.19 9 121.82 15 193.85 27 548.35 61 1 竹林			然	金	+	4. 01	1		16. 28	3		80. 30	14		174. 51	31		192. 26	31	
竹林			林	Į,	7	29. 98	3		68. 19	9		121. 82	15		193. 85	27		548. 35	61	1
無立木地						_		_		_							_		_	
		無	(立木	地																

注:1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

² 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

^{3 ()}は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位:面積 ha、 材積 立木は千m³ 立竹は千束、成長量 千m³

		<u></u> Γ Λ			15齢級			1 6 齢級			1 7 齢級			18齢級			1 9 齢級	
	-	区分		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
	Ĭ	総数		398. 99	55		308. 35	49		137. 30	30		319. 28	40		50. 35	7	
		. (1)	総数	398. 99	55		308. 35	49		137. 30	30		319. 28	40		50. 35	7	
	糸	総数	針	204. 82	33		200. 55	36		101. 93	26		161.54	27		23. 43	3	
	2	*^	広	194. 17	22		107. 80	13		35. 37	4		157. 74	13		26. 92	4	
		40	総数	148. 31	26		26. 44	6		89. 44	24		72. 72	20		8. 96	2	
		総数	針	90. 26	19		24. 41	6		80. 35	23		70. 41	20		5. 93	1	
		200	広	58. 05	7		2. 03			9. 09	1		2. 31			3. 03		
	=	育 単	総数	148. 31	26		26. 44	6		89. 44	24		72. 72	20		8. 96	2	
ر ا		層	針	90. 26	19		24. 41	6		80. 35	23		70. 41	20		5. 93	1	
I		成 林	広	58. 05	7		2. 03			9. 09	1		2. 31			3. 03		
立木地	7	育 複 層 林	総数針															
地			広															
		総	総数	250. 68	29		281. 91	42		47. 86			246. 56	20		41. 39	6	
		総数	針	114. 56	15		176. 14	30		21. 58			91. 13	7		17. 50	2	
			広	136. 12	14		105. 77	13		26. 28	3		155. 43	13		23. 89	4	
	7	育 単	総数										20. 97	4		3. 64	1	
_	٠,	層 成 林											6. 29	2				
天 然	て //	以外											14. 68	2		3. 64	1	
材	ᡮ -	育 複	総数															
		層																
):	成 林																
		天	総数	250. 68	29		281. 91	42		47. 86			225. 59	15		37. 75	5	
		然生林	針	114. 56	15		176. 14	30		21. 58			84. 84	5		17. 50	2	
			広	136. 12	14		105. 77	13		26. 28	3		140. 75	10		20. 25	3	
		竹林																
		立木均		V 工														

注:1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。

² 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。

^{3 ()}は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位・面積 ha. 材積 ウ木は壬㎡ ウ竹は壬東 成長量 壬㎡

			-			a、 材積 立	木は千㎡ 立竹		長量 干mi
		区分			20齢級		2	1 齢級以上	
				面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
		総数		41. 38	6		682. 73	73	
		4/1	総数	41. 38	6		682. 73	73	
		総数	針	25. 52	5		314. 20	40	
		,,,	広	15. 86	2		368. 53	34	
		4/2	総数	16. 81	3		51. 42	8	
		総数	針	13. 03	3		44. 38	7	
		<i>>></i> \	広	3. 78			7. 04	1	
		育単	総数	16. 81	3		51. 42	8	
	人	層	針	13. 03	3		44. 38	7	
	工	成 林	広	3. 78			7. 04	1	
	林								
		育複							
		層	総数						
立木		成林	針						
地			広						
		44	総数	24. 57	3		631. 31	65	
		総数	針	12. 49	2		269. 82	33	
		,,,	広	12. 08	2		361. 49	33	
		育単	総数				3. 27		
		層	針				0. 57		
	天然	成 林	広				2. 70		
	林	育複	総数						
		層	針						
		成 林	広						
		天	総数	24. 57	3		628. 04	65	
		然生	針	12. 49	2		269. 25	33	
		林	広	12. 08	2		358. 79	32	
		竹林							
	無	[立木均	也						

- 注:1 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれません。
 - 2 竹林の集計値については、総計欄には含まれません。
 - 3 ()は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林別森林資源表

単位:面積 ha、材積 m³、成長量 m³/年

							 立木地							無立木地	立:面槓 ha、型 等	111、//()	(単 川/ 平
[区分			人工林				*************************************				11.1-11.11		 改 植	林地以外の		計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	予定地	土地	計	
		針	1, 905. 41		1, 905. 41	7. 59		888. 93	896. 52		2, 801. 93						
	面積	広	585. 20		585. 20	25. 93		1, 382. 53	1, 408. 46		1, 993. 66						
		計	2, 490. 61		2, 490. 61	33. 52		2, 271. 46	2, 304. 98		4, 795. 59	36. 95			154. 64	191. 59	4, 987. 18
		針	457, 148		457, 148	2, 462		136, 861	139, 323		596, 471						596, 471
制限林	材積	広	62, 506		62, 506	3, 914		151, 127	155, 041		217, 547						217, 547
		計	519, 654		519, 654	6, 376		287, 988	294, 364		814, 018						814, 018
		針	6, 069. 0		6, 069. 0	11.3		844. 0	855. 3		6, 924. 3						6, 924. 3
	成長量	広	856. 5		856. 5	39. 1		1, 660. 1	1, 699. 2		2, 555. 7						2, 555. 7
		計	6, 925. 5		6, 925. 5	50. 4		2, 504. 1	2, 554. 5		9, 480. 0						9, 480. 0
		針	241. 72		241. 72	5. 36		277. 17	282. 53		524. 25						
	面積	広	59. 62		59. 62	7. 58		442. 22	449.80		509. 42						
		計	301.34		301.34	12. 94		719. 39	732. 33		1, 033. 67		1. 81		50. 51	52. 32	1, 085. 99
		針	55, 447		55, 447	722		31, 308	32, 030		87, 477						87, 477
普通林	材積	広	6, 917		6, 917	1, 027		44, 973	46, 000		52, 917						52, 917
		計	62, 364		62, 364	1, 749		76, 281	78, 030		140, 394						140, 394
		針	944. 4		944. 4	5. 9		197. 0	202. 9		1, 147. 3						1, 147. 3
	成長量	広	104. 7		104. 7	8. 7		499. 2	507. 9		612. 6						612. 6
		計	1, 049. 1		1, 049. 1	14. 6		696. 2	710. 8		1, 759. 9						1, 759. 9
		針	2, 147. 13		2, 147. 13	12. 95		1, 166. 10	1, 179. 05		3, 326. 18						
	面積	広	644. 82		644. 82	33. 51		1, 824. 75	1, 858. 26		2, 503. 08						
		計	2, 791. 95		2, 791. 95	46. 46		2, 990. 85	3, 037. 31		5, 829. 26	36. 95	1. 81		205. 15	243. 91	6, 073. 17
		針	512, 595		512, 595	3, 184		168, 169	171, 353		683, 948						683, 948
計	材積	広	69, 423		69, 423	4, 941		196, 100	201, 041		270, 464						270, 464
		計	582, 018		582, 018	8, 125		364, 269	372, 394		954, 412						954, 412
		針	7, 013. 4		7, 013. 4	17. 2		1, 041. 0	1, 058. 2		8, 071. 6						8, 071. 6
	成長量	広	961. 2		961. 2	47. 8		2, 159. 3	2, 207. 1		3, 168. 3						3, 168. 3
		計	7, 974. 6		7, 974. 6	65. 0	. + o # = 1) = 1	3, 200. 3	3, 265. 3		11, 239. 9						11, 239. 9

注:1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

² 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれません。

(3) 市町村別森林資源表

単位:面積 ha、材積 m³、成長量 m³/年

	1						立木地				1			無立木地	: 国積 ha、 M h 空	頂 III、/ACK	. 里 III / 干
市町村	区分	~		人工林			工小地							- 出土小地	林地以外の		計
111m1 小月	<u></u>	IJ	育成単層林		計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	予定地	土地	計	日日
		針	9. 54		9. 54			41.84	42. 48		52. 02						
	面積	広	6. 30		6. 30	5. 56		152. 24	157. 80		164. 10						
		計	15. 84		15. 84	6. 20		194. 08	200. 28		216. 12				17. 16	17. 16	233. 28
		針	2, 373		2, 373	110		14, 981	15, 091		17, 464						17, 464
神戸市	材積	広	546		546	797		17, 618	18, 415		18, 961						18, 961
		計	2, 919		2, 919	907		32, 599	33, 506		36, 425						36, 425
		針	54. 0		54. 0	1.4		62. 8	64. 2		118. 2						118. 2
	成長量	広	7. 7		7. 7			176. 6			195. 4						195. 4
		計	61. 7		61. 7	12. 5		239. 4	251. 9		313. 6						313. 6
		針	2. 38		2. 38			69. 46			71. 84						
	面積	広	4. 93		4. 93			114. 33			119. 26						
		計	7. 31		7. 31			183. 79			191. 10				7. 00	7. 00	198. 10
		針	418		418			7, 218	7, 218		7, 636						7, 636
西宮市	材積		332		332			10, 246	10, 246		10, 578						10, 578
		計	750		750			17, 464	17, 464		18, 214						18, 214
		針	12. 3		12. 3			24. 6			36. 9						36. 9
	成長量		8. 8		8. 8			91.0	91.0		99. 8						99.8
		計	21. 1		21. 1			115. 6			136. 7						136. 7
		針	271. 65		271. 65			2. 92	9. 21		280. 86						
	面積	広	26. 20		26. 20			353. 40			396. 26						
		計	297. 85		297. 85			356. 32			677. 12				14. 21	14. 21	691. 33
		針	80, 019		80, 019			325	2, 569		82, 588						82, 588
洲本市	材積	広	6, 329		6, 329			34, 726	37, 221		43, 550						43, 550
		計	86, 348		86, 348			35, 051	39, 790		126, 138						126, 138
		針	1, 695. 5		1, 695. 5			9. 9			1, 714. 4						1, 714. 4
	成長量		100. 1		100. 1	19. 0		434. 1	453. 1		553. 2						553. 2
		計	1, 795. 6		1, 795. 6	28. 0		444. 0	472. 0		2, 267. 6						2, 267. 6
		針						40. 07	40. 07		40. 07						
	面積	広	3. 69		3. 69			73. 51	73. 51		77. 20						
		計	3. 69		3. 69			113. 58	113. 58		117. 27				7. 27	7. 27	124. 54
		針						2, 744	2, 744		2, 744						2, 744
芦屋市	材積		238		238			6, 321	6, 321		6, 559						6, 559
		計	238		238			9, 065	9, 065		9, 303						9, 303
		針						11.8	11. 8		11. 8						11.8
	成長量		8. 0		8. 0			60. 3	60. 3		68. 3						68. 3
		計	8. 0		8. 0			72. 1	72. 1		80. 1						80. 1

注:1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

² 複層林は下層木のみを対象とします。

単位:面積 ha、材積 m3、成長量 m3/年

-							L. C. Dr.								: 面槓 ha、材	惧 III、	里 III/ 牛
	- ·			1 7 ++-			立木地	4.44		_			ı	無立木地	11年		⇒ 1
市町村	区分	Ĵ	育成単層林	人工林	計	育成単層林	天然 育成複層林	☆^^ 天然生林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	以 他 予定地	林地以外の 土 地	計	計
		針	56. 10	137901927日11	56. 10		17/7/12/13	234. 17	234. 78		290. 88			,,,,,			
	面積	広	79. 42		79. 42			230. 04	233. 55		312. 97						
		計	135. 52		135. 52			464. 21	468. 33		603. 85				29. 71	29. 71	633. 56
		針	9, 749		9, 749	98		14, 490	14, 588		24, 337						24, 337
加古川市	材積	広	5, 907		5, 907	542		17, 102	17, 644		23, 551						23, 551
		計	15, 656		15, 656	640		31, 592	32, 232		47, 888						47, 888
		針	149. 7		149. 7	0.8		97. 6	98. 4		248. 1						248. 1
	成長量		136. 1		136. 1	7. 2		201. 7	208. 9		345. 0						345. 0
		計	285. 8		285. 8	8. 0		299. 3	307. 3		593. 1						593. 1
		針	0. 20		0. 20			34. 17	34. 17		34. 37						
	面積	広	2. 60		2. 60			189. 60	189. 60)	192. 20						
		計	2. 80		2. 80			223. 77	223. 77		226. 57				6. 25	6. 25	232. 82
		針	1		1			3, 484	3, 484		3, 485						3, 485
宝塚市	材積	広	61		61			14, 660	14, 660)	14, 721						14, 721
		計	62		62			18, 144	18, 144		18, 206						18, 206
		針						12. 2	12. 2		12. 2						12. 2
	成長量	広	4. 3		4. 3			112. 2	112. 2		116. 5						116. 5
		計	4. 3		4. 3			124. 4	124. 4		128. 7						128. 7
		針	30. 91		30. 91	4. 82		69. 58	74. 40)	105. 31						
	面積	広	11. 42		11. 42	1. 21		164. 44	165. 65		177. 07						
		計	42. 33		42. 33	6. 03		234. 02	240. 05		282. 38		1. 81		11. 55	13. 36	295. 74
		針	4, 764		4, 764	681		9, 263	9, 944		14, 708						14, 708
三木市	材積	広	619		619	139		18, 304	18, 443	1	19, 062						19, 062
		計	5, 383		5, 383	820		27, 567	28, 387		33, 770						33, 770
		針	151. 7		151. 7	5. 8		82. 6	88. 4		240. 1						240. 1
	成長量	広	23. 2		23. 2	1. 8		231. 4	233. 2		256. 4						256. 4
	<u> </u>	計	174. 9		174. 9			314. 0	321.6		496. 5						496. 5
		針	32. 16		32. 16			8. 94	8. 94		41. 10						
	面積	広	28. 38		28. 38			1. 80	1. 80		30. 18						
		計	60. 54		60. 54			10. 74	10. 74		71. 28				0. 24	0. 24	71. 52
		針	5, 161		5, 161			164	164		5, 325						5, 325
高砂市	材積	広	4, 500		4, 500			27	27		4, 527						4, 527
		計	9, 661		9, 661			191	191		9, 852						9, 852
		針	25. 9		25. 9			0. 6	0. 6		26. 5						26. 5
	成長量		45. 1		45. 1			0. 2	0. 2		45. 3						45. 3
		計	71.0		71. 0			0.8	0.8		71. 8						71.8

注:1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

² 複層林は下層木のみを対象とします。

単位:面積 ha、材積 m3、成長量 m3/年

1							-la 1 . 11/a								: 面積 ha、材	有 III、从及	里 川/ 十
-l-ml.l.	F- /	,		1 7 11			立木地	44.44						無立木地			⇒ı
市町村	区分	寸	育成単層林	人工林 育成複層林	<u> </u>	育成単層林	天然 育成複層林	☆林 天然生林	計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	改 租 予定地	林地以外の 土 地	計	計
		針	8. 67	13/9/15/15/11	8. 67	13/2/2 /	11/9/12/13	54. 63	54. 63		63. 30			1 / 2 - 2			
	面積	広	4. 79		4. 79			54. 94	54. 94		59. 73						
		計	13. 46		13. 46			109. 57	109. 57		123. 03				1. 92	1. 92	124. 95
		針	1, 657		1, 657			8, 910	8, 910		10, 567						10, 567
小野市	材積	広	694		694			8, 054	8, 054		8, 748						8, 748
		計	2, 351		2, 351			16, 964	16, 964		19, 315						19, 315
		針	21. 8		21. 8			44. 4	44. 4		66. 2						66. 2
	成長量	広	7. 2		7. 2			78. 6	78. 6		85. 8						85.8
		計	29. 0		29. 0			123. 0	123. 0		152. 0						152. 0
		針	183. 76		183. 76			88. 16	88. 16		271. 92						
	面積	広	19. 14		19. 14			100. 81	100. 81		119. 95						
		計	202. 90		202. 90			188. 97	188. 97		391.87	3. 68			7. 21	10. 89	402. 76
		針	43, 999		43, 999			10, 796	10, 796		54, 795						54, 795
三田市	材積	広	2, 995		2, 995			11, 184	11, 184		14, 179						14, 179
		計	46, 994		46, 994			21, 980	21, 980		68, 974						68, 974
		針	662. 3		662. 3			52. 0	52. 0		714. 3						714. 3
	成長量		37. 7		37. 7			118. 5	118. 5		156. 2						156. 2
		計	700. 0		700. 0			170. 5	170. 5		870. 5						870. 5
		針	382. 13		382. 13	0. 54		42. 06	42. 60		424. 73						
	面積	広	16. 00		16.00	5. 80		40. 91	46. 71		62. 71						
		計	398. 13		398. 13	6. 34		82. 97	89. 31		487. 44				8. 31	8. 31	495. 75
		針	92, 698		92, 698	41		7, 223	7, 264		99, 962						99, 962
丹波篠山市	材積	広	1, 623		1, 623	830		6, 010	6, 840		8, 463						8, 463
		計	94, 321		94, 321	871		13, 233	14, 104		108, 425						108, 425
		針	1, 124. 3		1, 124. 3	0. 1		37. 6	37. 7		1, 162. 0						1, 162. 0
	成長量		20. 1		20. 1	5. 8		61. 2	67. 0		87. 1						87. 1
		計	1, 144. 4		1, 144. 4	5. 9		98. 8	104. 7		1, 249. 1						1, 249. 1
		針	592. 99		592. 99	0. 05		34. 92	34. 97		627. 96						
	面積	広	31. 83		31. 83			79. 95	80. 72		112. 55						
		計	624. 82		624. 82	0. 82		114. 87	115. 69		740. 51	33. 27			22. 13	55. 40	795. 91
		針	157, 966		157, 966	10		5, 826	5, 836		163, 802						163, 802
丹波市	材積	広	3, 390		3, 390	138		11, 285	11, 423		14, 813						14, 813
		計	161, 356		161, 356	148		17, 111	17, 259		178, 615						178, 615
	5 11 1	針	1, 960. 4		1, 960. 4	0.1		24. 4	24. 5		1, 984. 9						1, 984. 9
	成長量		40. 1		40. 1	2. 9		113. 2	116. 1		156. 2						156. 2
		計	2, 000. 5		2, 000. 5	3. 0		137. 6	140. 6		2, 141. 1						2, 141. 1

注:1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

² 複層林は下層木のみを対象とします。

単位:面積 ha、材積 m3、成長量 m3/年

	1										ı				:面槓 ha、材	f貝 III、 //X. 区	. 里 III / 十
++	57	^		1 7 11			立木地 天然	4+4						無立木地	井地にかの		計
市町村	区分	ヷ	育成単層林	人工林 育成複層林	計	育成単層林	育成複層林		計	竹林	計	伐採跡地	未立木地	以 他 予定地	林地以外の 土 地	計	ĦΤ
		針	179. 52		179. 52						179. 52						
	面積	広	234. 01		234. 01						234. 01						
		計	413. 53		413. 53						413. 53				4. 43	4. 43	417. 96
		針	39, 202		39, 202						39, 202						39, 202
南あわじ市	材積	広	15, 385		15, 385						15, 385						15, 385
		計	54, 587		54, 587						54, 587						54, 587
		針	416. 4		416. 4						416. 4						416. 4
	成長量		199. 3		199. 3						199. 3						199. 3
		計	615. 7		615. 7						615. 7						615. 7
		針	31. 31		31. 31						31. 31						
	面積	広	7. 36		7. 36						7. 36						
		計	38. 67		38. 67						38. 67				0. 16	0. 16	38. 83
		針	4, 875		4, 875						4, 875						4, 875
淡路市	材積		813		813						813						813
D COM 1	1312	計	5, 688		5, 688						5, 688						5, 688
		針	112. 5		112. 5						112. 5						112. 5
	成長量		18. 7		18. 7						18. 7						18. 7
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	計	131. 2		131. 2						131. 2						131. 2
		針	347. 05		347. 05			445. 18	445. 18		792. 23						
	面積	広	134. 92		134. 92			268. 78	268. 78		403. 70						
		計	481. 97		481. 97			713. 96	713. 96		1, 195. 93				60, 66	60. 66	1, 256. 59
		針	64, 951		64, 951			82, 745	82, 745		147, 696						147, 696
加東市	材積		23, 715		23, 715			40, 563	40, 563		64, 278						64, 278
		計	88, 666		88, 666			123, 308	123, 308		211, 974						211, 974
		針	596. 7		596. 7			580. 5	580. 5		1, 177. 2						1, 177. 2
	成長量		279. 9		279. 9			480. 3	480. 3		760. 2						760. 2
		計	876. 6		876. 6			1, 060. 8	1, 060. 8		1, 937. 4						1, 937. 4
		針	18. 76		18. 76				•		18. 76						
	面積	広	33. 83		33. 83						33. 83						
		計	52. 59		52. 59						52. 59				6. 94	6. 94	59. 53
		針	4, 762		4, 762						4, 762						4, 762
多可町	材積	広	2, 276		2, 276						2, 276						2, 276
		計	7, 038		7, 038						7, 038						7, 038
		針	29. 9		29. 9						29. 9						29. 9
	成長量		24. 9		24. 9						24. 9						24. 9
		計	54. 8		54. 8						54. 8						54. 8

注:1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

² 複層林は下層木のみを対象とします。

\	_
7	=
Ī	7
L	ŗ
\	_
	_
_	_
	I
	•
_	
0	5
(7
`	_

															ших им, ил	12.1	, ,
							立木地							無立木地	也等		
市町村	区分	}		人工林			天条			竹林	計	化拉牌事	未立木地		林地以外の	計	計
			育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計	1144	PΙ	以床跡地	水丛 水地	予定地	土 地	日日	
		針	2, 147. 13		2, 147. 13	12. 95		1, 166. 10	1, 179. 05		3, 326. 18						
	面積	広	644. 82		644. 82	33. 51		1, 824. 75	1, 858. 26		2, 503. 08						
		計	2, 791. 95		2, 791. 95	46. 46		2, 990. 85	3, 037. 31		5, 829. 26	36. 95	1. 81		205. 15	243. 91	6, 073. 17
		針	512, 595		512, 595	3, 184		168, 169	171, 353		683, 948						683, 948
森林計画計	材積	広	69, 423		69, 423	4, 941		196, 100	201, 041		270, 464						270, 464
		計	582, 018		582, 018	8, 125		364, 269	372, 394		954, 412						954, 412
		針	7, 013. 4		7, 013. 4	17. 2		1, 041. 0	1, 058. 2		8, 071. 6						8, 071. 6
	成長量	広	961. 2		961. 2	47. 8		2, 159. 3	2, 207. 1		3, 168. 3						3, 168. 3
		計	7, 974. 6		7, 974. 6			3, 200. 3	3, 265. 3		11, 239. 9						11, 239. 9

注:1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれません。

² 複層林は下層木のみを対象とします。

(4) 制限林の種類別面積

	区分	神戸市	± I	平台 :	± -	λш -	± I	市町		加古川	1±	宝塚i	-	三木市
- 1	水源かん養保安林	仲尸「	11	西宮	Ш	洲本市	687. 76	芦屋	11	加百川] П	玉塚	11	二个巾
-	土砂流出防備保安林		118. 08		188. 00		007.70		123. 07		429. 39		230. 25	
ŀ	工的加工的拥挤女体		118.08		188.00				123.07		429. 39		230. 25	
-	土砂崩壊防備保安林				+									
-	飛砂防備保安林													
ŀ	防風保安林													
ŀ	水害防備保安林													
	潮害防備保安林													
	干害防備保安林													
÷	防雪保安林													
<u> </u>	防霧保安林													
`	なだれ防止保安林													
Ī	落石防止保安林													
	防火保安林													
Ī	魚つき保安林													
-	航行目標保安林				9. 17									-
	保健保安林	(118. 08)		(197. 17)	3.17			(123. 07)				(230. 25)		
	風致保安林	(110.00)		(137. 17)				(123. 07)				(230. 23)		
-		(110.00)	110.00	(107 17)	107 17		607.76	(100.07)	100.07		400.00	(000 05)	000 05	
	計 計 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(118. 08)	118. 08	(197. 17)	197. 17		687. 76	(123. 07)	123. 07		429. 39	(230. 25)	230. 25	
一地	設地区	(4.04)	00 77	(40.05)		(0.00)	0.05	(0. 50)						
)指	定地	(1. 94)	29. 77	(12. 25)		(2. 03)	0. 05	(0.58)						
.	特別保護地区													
	第一種特別地域	(35. 91)	0. 02	(14. 42)										
-	第二種特別地域													
`	第三種特別地域													
	地種区分未定地域													
Ī	計	(35. 91)	0. 02	(14. 42)										
	特別保護地区	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		, ,										
1	第一種特別地域													
	第二種特別地域													
	第三種特別地域				-									
Ì	<u>第二種付別地域</u> 地種区分未定地域				+						+			
' F	地僅色刀木足地域 ■1.													
	が 1年4月月1日4日													
新	第一種特別地域									(00, 00)	04.44			
直	第二種特別地域									(63. 69)	34. 11			
付日	第三種特別地域													
	地種区分未定地域													
1/.	計									(63. 69)	34. 11			
自:	然環境保全地域													
環.	境保全地域特別地区													
府	県自然環境保全地域特別地区													<u> </u>
保	護区特別保護地区						j				İ		İ	
収	全地区	(81. 11)	0. 74				İ				Ì		İ	-
地		(117. 78)		(197. 17)	0. 93		<u> </u>	(121. 65)	1. 47		İ			
	樹林	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		(5.00		+	(.27.00)	,				<u> </u>	
友	勝天然記念物				+						<u> </u>			
7亿	存法による管理地区				+				+		+			
他	竹伝による音圧地区								-					

注:()は、指定が重複する制限林の面積で外書。

加古川
Τ
58
I

ロ ハ				市町村			単位:面積 ha
区分	高砂市	小野市	三田市	丹波篠山市	丹波市	南あわじ市	淡路市
水源かん養保安林			123. 18	295. 59	793. 20	415. 80	
土砂流出防備保安林	71. 52	44. 57	49. 27				
土砂崩壊防備保安林							
飛砂防備保安林							
防風保安林							
水害防備保安林							
潮害防備保安林							
工宝陆借程宏壮							
防霧保安林 おがらなり (日本社)							
1なたれめ止保女体							
落石防止保安林							
防火保安林							
魚つき保安林							
航行目標保安林							
保健保安林							
風致保安林							
計	71. 52	44. 57	172. 45	295. 59	793. 20	415. 80	
呆安施設地区							
沙防指定地						(23. 06) 1. 86	
特別保護地区						(=====,	
国第一種特別地域							
立第二種特別地域							
公 第三種特別地域							38. 83
園 地種区分未定地域		+					36. 60
图 地性区万木足地域							20.00
計 							38. 83
特別保護地区							
国 第一種特別地域							
定 第二種特別地域							
公 第三種特別地域							
園地種区分未定地域							
計							
₂ 都 第一種特別地域							
第二種特別地域					(15. 51)		
			12. 41		(273. 68) 0. 25		
周 地種区分未定地域							
部 第一種特別地域 第二種特別地域 第三種特別地域 第三種特別地域 地種区分未定地域 計			12. 41		(289. 19) 0. 25		
原生自然環境保全地域							
自然環境保全地域特別地区							
都道府県自然環境保全地域特	別地区						
鳥獣保護区特別保護地区	74.0H					+	
录地保全地区						+	
<u> </u>							
^{気以心区} 特別母樹林						+	
时所母個杯 史跡名勝天然記念物				72.00			
文明 有勝 天然 記 る物				73. 88		 	
重の保存法による管理地区							
その他							
合計	71. 52	44. 57	184. 86	369. 47	(289. 19) 793. 45	(23. 06) 417. 66	38. 8

注:()は、指定が重複する制限林の面積で外書。

						単位	: 面積 ha
	区分			市町村			
		加東	市	多可町		合	計
	水源かん養保安林				59. 53		2, 375. 06
	土砂流出防備保安林		1, 034. 41				2, 288. 56
	土砂崩壊防備保安林						
	飛砂防備保安林						
	防風保安林						
	水害防備保安林						
	潮害防備保安林						
	干害防備保安林						
保	防雪保安林						
安林	防霧保安林						
林	なだれ防止保安林						
	落石防止保安林						
	18 1.07						
	防火保安林						
	魚つき保安林						0.47
	航行目標保安林					(222 57)	9. 17
	保健保安林					(668. 57)	
	風致保安林						
/H 1/	計 -		1, 034. 41		59. 53	(668. 57)	4, 672. 79
	設地区						
砂防指		(1, 034. 41)	0. 83			(1, 074. 27)	32. 51
	特別保護地区						
国	第一種特別地域					(50. 33)	0. 02
<u>V</u> .	第二種特別地域						
公	第三種特別地域						38. 83
園	地種区分未定地域						
	計					(50. 33)	38. 85
	特別保護地区						
国	第一種特別地域						
定	第二種特別地域						
公	第三種特別地域						
遠	地種区分未定地域						
	計						
」都	第一種特別地域						
日始道	第二種特別地域			(6. 55)		(85. 75)	34. 11
自然公	第三種特別地域	(664. 95)	110. 18	(52. 98)		(991.61)	122. 84
公県 園立	地種区分未定地域						
型立	計	(664, 95)	110. 18	(59. 53)		(1, 077. 36)	156. 95
原生自	然環境保全地域						
	境保全地域特別地区						
	F県自然環境保全地域特別地区						
	是護区特別保護地区						
	· 全地区	1				(81. 11)	0. 74
風致地	区					(436. 60)	2. 40
特別母						(.55. 50)	
	勝天然記念物						82. 94
種の保	存法による管理地区						52. 51
その他	1						
C - / E	合計	(1, 699. 36)	1, 145. 42	(59. 53)	59. 53	(3, 388. 24)	4, 987. 18
<u> </u>	()	(1,000.00)	-, 110. 72	(00.00)	00.00	(3, 000. 24)	., 007. 10

注:()は、指定が重複する制限林の面積で外書。

(5) 樹種別材積表

単位:材積 m3

樹種	スギ	ヒノキ	アカマツ	クロマツ	モミ	ツガ類	その他 針葉樹
林種 総数	122, 128	313, 226	184, 034	62, 041	1,053	1, 198	268
人工林	113, 389	305, 496	58, 427	34, 810	185	20	268
天然林	8, 739	7, 730	125, 607	27, 231	868	1, 178	_

樹種 林種	ク リ	カシ類	クヌギ	ナラ類	カンバ類	カエデ類	その他 広葉樹	11111111
総数	2	10, 385	261	16, 602	25	32	243, 157	954, 412
人工林	2	642	192	2, 498	_	32	66, 057	582, 018
天然林	_	9, 743	69	14, 104	25	_	177, 100	372, 394

(6) 荒廃地等の面積

単位:面積 ha

区	分	荒 廃 地	荒廃危険地
総	数	5. 16	0. 98
市町村別内訳	神戸市	0.31	0.02
	西宮市	0.03	-
	洲本市	0.53	0. 07
	芦屋市	0.16	0.09
	加古川市	1.60	0. 10
	宝塚市	1.06	0. 26
	三木市	0.05	0.05
	小 野 市	0.13	_
	三田市	0.28	_
	丹波篠山市	0.17	0.05
	丹 波 市	0. 25	0. 20
	加東市	0. 59	0. 14

(7) 森林の被害

単位:面積 ha

種	類	カシ	ノナガキクイ	ムシ
年	度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
総	数	0. 27	0.89	0. 95
	神戸市	_	_	0. 27
	西宮市	0. 27	0. 29	0.06
市町村別内訳	芦屋市	_	0. 37	0.04
	三木市	_	_	0. 58
	三田市	_	0. 23	_

(8) 防火線等の整備状況

該当ありません。

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現状

ア 森林組合 (ア) 構成

単位: 員数 人、金額 千円、面積 ha

						十四 - 天	外 / い 上	117 四限 110
	区分	分	組合名	組合員数	専 従職員数	出資金 総額	組合員所有 (組合所有) 森 林 面 積	備考
糸		数	6 組 合	13, 608	50	236, 024	102, 685	
農	阪	神	猪名川町森林組合	667	2	810	2, 511	
林振	加	東	北はりま森林組合	2, 567	17	53, 650	16, 779	
			丹波市森林組合	4, 178	16	125, 772	28, 258	
興事務所	丹	波	丹波ひかみ森林組合	1,034	9	39, 973	3, 720	
別内			丹波篠山市森林組合	5, 010	4	14, 108	25, 065	
訳	洲	本	淡路森林組合	152	2	1, 711	26, 352	

注:兵庫県林業統計書(令和元年度版)によります。

(イ) 事業内容及び活動状況等

単位: 雇用労働者 人

<u> </u>	<u>X</u>	分	雇用	指導	販売	加工	購買	森林整	金融	事業
農村事務		組合名	労働者	千円	林産 千円	千円	千円	備利用 千円	その他 千円	管理費 千円
阪	神	猪名川町 森林組合	2	1, 150	-	3, 489	227	3, 551	<u> </u>	1,786
加	東	北はりま 森林組合	38	4, 208	59, 880	38, 352	4, 569	523, 489	_	81, 155
丹	波	丹波市 森林組合	27	2, 700	16, 288	_	6, 413	442, 662	_	129, 785
		丹波ひかみ 森林組合	11	757	2, 866	12, 061	4, 289	233, 762	_	41, 295
		丹波篠山市 森林組合	10		27, 165	_	2,073	173, 259	_	26, 991
洲	本	淡 路森林組合	0	_	_	_	4, 392	13, 290	_	8, 127

	区	分	木	材	林産	加工	新植	保育
農林	振興	如ムタ	販	売	(受託込)	(受託込)	利但	体 月
事彩	务所	組合名		$ m m^3$	m³	m³	ha	ha
阪	神	猪细町		_				_
		森林組合						
加	東	北はりま		220	16 210	19 004	1.5	F.C.1
		森林組合		320	16, 318	12, 004	15	561
丹	波	丹波市		0. 267	100	_		916
		森林組合		9, 367	189			216
		丹波ひかみ		_	7 155	100		00
		森林組合			7, 155	120		80
		丹波篠山市		4 940	_	_	0	210
		森林組合		4, 248	_	_	2	310
洲	本	淡 路		_	_	_	_	E-1
		森林組合						51

注:兵庫県林業統計書(令和元年度版)によります。

イ 生産森林組合

単位:経営体

								<u></u> 早世:栓呂仲
	区	分		Ī		組合数		
	総	数		11	市	町		73
農	神	戸	神		戸		市	14
	阪	神	西		宮		市	2
林			三		田		市	2
振			猪	名	1 ,][]	町	5
興	加	東	西		脇		市	3
事			三		木		市	9
務			加		西		市	9
所			多		可		町	3
別	丹	波	丹	波	篠	Щ	市	20
内	洲	本	洲		本		市	2
訳			南	あ	わ	じ	市	4

注:兵庫県林業統計書(令和元年度版)によります。

(2) 林業事業体等の現況

単位:経営体

	区 分	林業作業の受託を 行った経営体数 (経営体数)	素材生産を 行った経営体数 (経営体数)	木材・竹材 卸売業 (商店数)	木材・木製品 製造業 (事業所数)
	総数	14	24	223	77
	神戸市	_	2	84	15
市	尼崎市	_	_	12	7
	明 石 市	_	_	5	4
	西宮市	_	_	22	2
	洲本市	-	_	2	1
町	芦屋市	-	_	2	_
	伊丹市		_	14	2
	加古川市	_	_	14	2
	西脇市	_	_	2	2
村	宝塚市	1	1	6	_
	三木市	_	_	8	6
	高 砂 市	_	_	7	2
	川西市	_	_	6	_
別	小野市	_	_	5	5
	三田市	_	2	3	5
	加西市	1	1	2	4
	丹波篠山市	4	5	2	1
内	丹 波 市	5	5	10	13
	南あわじ市	_	_	7	1
	淡 路 市	_	_	5	_
	加東市	_	_	5	5
訳	猪名川町	_	3		
	多可町	3 **・ハルコにトルナナ	5		

- 注:1 2020年度農林業センサスによります。
 - 2 木材卸売業は平成26年商業統計調査結果表によります。
 - 3 木材・木製品製造業は2020年工業統計調査結果表によります。
 - 4 木材卸売産業及び木材・木製品製造業の町村別の統計がないため未入力です。

(3) 林業労働力の概況

単位:人

							<u> </u>
農林振興事	務所	労働者数	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上
神	戸	22	12	6	1	1	2
阪	神	23	1	4	7	2	9
加古	Ш	23	_		7	5	11
加	東	67	5	16	22	12	12
丹	波	80	11	15	19	12	23
洲	本	26	5	8	6	5	2
計		241	34	49	62	37	59

注:兵庫県林業統計書(令和元年度版)によります。

(4) 林業機械化の概況

単位:県/台

	機	種	名		摘 要	台数
フ	ェラ	ーバ	ンチ	ヤ	立木を伐倒、集積する自走式機械	0
プ	口	セ	ツ	サ	枝払い・玉切りする自走式機械	52
ハ	_	ベ	ス	タ	伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	22
フ	オ	ワ	J	ダ	積載式集材専用車両(グラップル付き)	36
タ	ワ・	- +	7 -	ダ	元柱を具備した自走式集材機械	5
ス	イン	グ	ヤー	ダ	簡易索張が可能で、旋回可能なブームを装備する集材機械	16
ザ	ウル	ス	ロボ	他	グラップル付きバックホー/フェラーバンチャザウルス	29

注:兵庫県林業統計書(令和元年度版)によります。

(5) 作業路網等の整備の概況

ア 国有林の現況

単位: m

	区	分	林道延長	林業専用道延長	作業道延長	計
	総	数	22, 437			22, 437
市	洲	本 市	4, 944	_	_	4, 944
町 村	Ξ	田市	984	_	_	984
別内	丹派	支篠山市	8, 159	_	_	8, 159
訳	丹	波市	8, 350	_	_	8, 350

注:作業道には森林作業道は含みません(令和3年3月31日現在)。

イ 民有林の現況

単位:延長 km

区 分	路線数	延	長	
基幹路網	314			360

注:令和3年度樹立加古川地域森林計画によります。

ウ 国有林と関係のある民有林林道の開設計画 該当ありません。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位:材積 千m³、実行歩合 %

				伐	採	立 木		積	1 m 、 ×	:11 <i>9</i> ·11 70
区	分	1111111	+ [亘	5	美	亍	5	実 行 歩 台	<u>}</u>
		主 伐	間伐	総数	主 伐	間伐	総数	主 伐	間伐	総数
総	数	25	47	(3) 73	0	10	(7) 10	0	21	(233) 14
針美		22	47	69	0	10	10	0	21	14
広乡	東樹	3	0	4	0	0	0	0	0	0

- 注:1 計画欄は、前計画の前半5ヵ年に相当する数値です。
 - 2 実行欄は、平成29~令和2年度実績と令和3年度見込量の合計です。
 - 3 四捨五入により総数と内訳が合わないことがあります。
 - 4 ()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所を特定できない臨時伐採量です。

(2) 間伐面積

単位:面積 ha、実行歩合 %

計画	実 行	実行歩合		
695	77	11		

注:(1)の注1、2に同じです。

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位:面積 ha、実行歩合 %

総数				Ţ	J	人工 造 柞	木	Э	天然 更新	折
計區	亘	実	行	実 行 歩 合	計画	実 行	実 行 歩 合	計画	実 行	実 行 歩 合
24		()	0	24	0	0	_	_	_

注:(1)の注1~3に同じです。

(4) 林道の開設又は拡張の数量

単位:延長 km、実行歩合 %

$\nabla \qquad \triangle$	開	設 延	長	拡 引	長箇	所 数
区 分	計画	実 行	実行歩合	計画	実 行	実行歩合
基幹路網	2. 3	0	0	_	_	_
うち林業専用道	2. 3	0	0	_	_	_

注:1 (1)の注1、2に同じです。

2 基幹路網とは、林道及び林業専用道を指します。

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位:面積 ha、実行歩合 %

種類		指定		解除			
性 短	計画	実 行	実行歩合	計画	実 行	実行歩合	
水源かん養のための保安林	189	0	0	_	_	_	
土砂の流出防備のための保安林	387	0	0	_	0	皆増	

注:(1)の注1、2に同じです。

イ 保安施設地区の指定

該当ありません。

ウ 治山事業の数量

単位:保全施設 地区、保安林の整備 ha、実行歩合 %

区分	計 画	実 行	実 行 歩 合	
保全施設	8	1	13	
保安林の整備	13	0	0	

注:(1)の注1、2に同じです。

5 林地の異動状況 (森林計画の対象森林)

(1) 森林より森林以外への異動

単位:面積 ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施 設 用 地	住 宅、別 荘、 工場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
_	_	19. 41	I	0.87	20. 28

(2) 森林以外より森林への異動

該当ありません。

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位:材積 千m³、面積 ha、延長 km

			1	1	1	1	中位 . 彻 1	月 1111 、	山恒 IIIa、	~
	分	期	Ι	П	Ш	IV	V	VI	VII	VIII
		総数	(3) 64	168	97	82	83	11	16	14
115	総数	針 葉 樹	63	154	97	82	83	11	16	14
伐		広葉樹	1	14	_	_	_	_	_	_
採立		総数	6	112	90	71	76	10	12	9
<u>小</u>	主 伐	針葉樹	5	98	90	71	76	10	12	9
木		広葉樹	0	14	_	_	_	_	_	_
材		総数	58	56	7	11	7	1	4	5
積	間伐	針葉 樹	57	56	7	11	7	1	4	5
		広葉樹	1	_	_	_	_	_	_	_
		総数 24 197 137		137	106	105	106	106	98	
造	造林面積	人工造林	24	32	57	26	25	25	27	18
		天然更新	_	165	80	80	80	81	79	80
	林道開設延長									

注:()は外書で、地域管理経営計画等においてあらかじめ伐採箇所を特定できない臨時伐採量です。

(2) 分期別期首資源表

区		分			面			
		刀	総数	1・2齢級	3·4齢級	5・6齢級	7・8齢級	9・10齢級
	総		5, 829	10	11	102	150	430
쎂	人	総数	2, 792	10	9	75	129	379
第	工	育成単層林	2, 792	10	9	75	129	379
I	杯	育成複層林	3, 037		2	27	01	51
分期	天	総 数 育成単層林	3,037		2	21	21	2
州	然	育成複層林	10					
	林	天 然 生 林	2, 991		2	27	21	49
	総		5, 829	24	11	54	106	268
第	人	総数	2, 792	24	11	43	77	242
II	工林	育成単層林 育成複層林	2, 792	24	11	43	77	242
分		月	3, 037			11	29	26
期	天	育成単層林	46	***************************************				1
791	然林	育成単層林育成複層林						
		天然生林	2, 991			11	29	25
	総		5, 666	57	10	11	102	150
第	人一	総 数 育成単層林	2, 629 2, 629	57 57	10 10	9	75 75	129 129
III	林	育成複層林	4,049	91	10	9	19	149
分		総数	3, 037			2	27	21
期	天然	育成単層林	46					
	林	育成複層林 天 然 生 林	0.001			0	07	0.1
	総		2, 991 5, 376	90	24	2	27 54	21 106
			2, 339	90	24	11	43	77
第	工	育成単層林	2, 314	65	24	11	43	77
IV	林	育成複層林	25	25				
分	天	総数	3, 037				11	29
期	天然	育成単層林 育成複層林	46		***************************************			
	林	天然生林	2, 991				11	29
	総		5, 082	83	57	10	11	102
Anha	人	総数	2, 045	83	57	10	9	75
第	工		2,010	48	57	10	9	75
V	林	育成複層林	35	35				27
分期	天	総 数 育成単層林	3, 037 46				2	
州	然	育成複層林					***************************************	
	林	天 然 生 林	2, 991	***************************************			2	27
	総		4,774	51	90	24	11	54
第	人	総数	1,737	51	90	24	11	43
VI	工 林	育成単層林 育成複層林	1, 692 45	31 20	65 25	24	11	43
分		総数	3, 037	20	20			11
期	天然	育成単層林	46	***************************************				
,,,	林	育成複層林						
		天然生林	2, 991	= 0			10	11
000000	総		4, 774 1, 737	50 50	83 83	57 57	10 10	11 9
第	工	総 数 育成単層林	1, 682	30	48	57	10	9
VII	林	育成複層林	55	20	35			
分	天	総数	3, 037					2
期	然	育成単層林	46			1		
	林	育成複層林 天然生林	2, 991	nenenenenenenenenenenenenenenenenenene				2
	総	大 然 生 杯	4, 774	52	51	90	24	11
		総数	1,737	52	51	90	24	11
第	工	育成単層林	1,672	32	31	65	24	11
VIII	林	育成複層林	65	20	20	25		
分	天	総 数 有成単層林	3, 037 46					
期	21112	育成裡層外	40					
	林	天然生林	2, 991			- Andrewskin		
	総	数	4,776	45	50	83	57	10
绺	人	総数	1, 739	45	50	83	57	10
第 IV	I.	育成単層林	1,664	25	30	48	57	10
IX 分		育成複層林	75 3, 037	20	20	35		
期	天	総 数 育成単層林	3,037	AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND	100 AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND			
791	然林	育成複層林						
	171	天然生林	2, 991					

注1: 表中「*」は、育成複層林の上木の齢級配置を表します。 注2: 四捨五入により総数と内訳は合わないことがあります。

単位:面積 ha、材積 千㎡

材 積						
77 19	21齢級以上	19・20齢級	17・18齢級	15・16齢級	13・14齢級	11・12齢級
95	681	93	456	709	2, 619	567
58	51	26	161	176	1, 495	280
58	51	26	161	176	1, 495	280
37	630	67	295	533	1, 124	287
31	3	4	21	000	1, 124	201
			<u> </u>		10	
36	627	63	274	533	1, 109	285
98	719	370	446	1,631	1,764	435
57	64	81	116	635	1, 181	317
57	64	81	116	635	1, 181	317
40	655	289	330	996	583	118
40	3	25	550	4	13	110
	<u> </u>	20		1	10	1
39	652	264	330	992	570	117
90	760	438	709	2, 442	556	430
48	63	143	176	1, 318	269	379
48	63	143	176	1, 318	269	379
					~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
41	697	295	533	1, 124	287	51
	7	21		15	2	2
41	690	274	533	1, 109	285	49
84	1,004	341	1,611	1, 447	427	260
41	60	11	615	864	309	234
40	60	11	615	864	309	234
			*	*		
42	944	330	996	583	118	26
	28		4	13	1	1
42	916	330	992	570	117	25
79	1,060	660	2, 073	474	401	150
35	1,000	127	949	187	350	129
35	68	127	949	187	350	129
		*	*	*	000	120
43	992	533	1, 124	287	51	21
	28		15	2	2	
43	964	533	1, 109	285	49	21
74	1, 345	1, 435	1, 033	390	236	104
29 28	71 71	439 439	450 450	272 272	210 210	75 75
20		*	*		210	
44	1, 274	996	583	118	26	29
	28	4	13	1	1	************************************
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~				~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	
43	1, 246	992	570	117	25	29
75	1,695	1, 792	474	365	134	102
30	170	668	187	314	113	75
29	170	668	187	314	113	75
$\frac{1}{45}$	* 1,525	* 1, 124	* 287	* 51	21	27
40	1, 525	1, 124	201	2	21	۷۱
	20	10		2		
44	1, 497	1, 109	285	49	21	27
76	2, 777	1, 005	390	223	96	54
30	507	422	272	197	67	43
29	507	422	272	197	67	43
1	*	*		*		
46	2, 270	583	118	26	29	11
	32	13	1	1	~~~	
45	2, 238	570	117	25	29	11
77	3, 467	464	361	125	102	11
30	3, 467	177	310	125	75	9
29	818	177	310	104	75	9
1	*	*	*	101	10	J
47	2, 649	287	51	21	27	2
	43	2	2	-		
46	2,606	285	49	21	27	2

7 その他

(1) 持続的伐採可能量

単位:千㎡

主伐(皆伐)上限量 の目安(年間)

10.65